



**令和3年（2021年）2月
北海道**

障害者差別解消法認知度調査結果について

1. 調査目的

障害者差別解消法が施行されて3年以上経過したことを踏まえ、障がいのある方ご自身やそのご家族、障がい福祉に関係する方などに障害者差別解消法がどれだけ認知されているか把握するため認知度調査を実施した。

2. 調査対象者

障がいのある方、そのご家族、障がい福祉関係者など
障がい福祉関係者の家族も含めて幅広く実施。

3. 調査期間

令和2年（2020年）8月1日（土）～ 令和2年（2020年）8月31日（月）

4. 調査項目

1. あなたの性別を教えてください。
2. あなたの年齢を教えてください。
3. あなたと障がいのある方との関係を教えてください。
4. 平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」を知っていますか？
5. 平成30年12月に認知度調査の結果を元に学校教育教材を作成し、全道の小中学校、特別支援学校に周知しています。知っていますか？
6. 障害者差別解消法が施行されて、あなたの生活や仕事に何か変化を感じますか？
7. どのような変化があったのか具体的に教えてください。
8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

5. 回答方法

(1) 北海道電子自治体共同システム簡易申請

(2) FAX（※郵送）

※ インターネットやFAX環境がない方については、郵送により提出

6. 調査結果

詳細は「別紙2」のとおり

【結果概要】

(1) 回答数

2,887件（R元年度調査から+137、前年比105%）、うち簡易申請945件、FAX（郵送含む）1,942件。

(2) 性別

回答者の性別による割合は男性44%、女性55%と女性の回答者の比率が多い。

(3) 年齢構成

40代の回答が最も多く、次いで50代、30代、60代、20代、70代、20歳未満、80代以上の順であった。（令和元年度調査と年齢構成の割合に変化なし）

(4) 回答者と障がいのある方との関係

福祉関係者が1,221名（+210人）と最も多かった。次いで知的障害当事者が675人（+132人）、親が371人（-149人）の順であった。

知的障がいのある方から回答が最も多かった理由として、踏査対象となっている施設等

が利用者に対し広く調査を実施したことが考えられる。

なお、大きな変化として教員が昨年度から104人減の16人と大きく減少していた。

(5) 障害者差別解消法の認知度

「内容も知っている」が31%、「名称は知っている」が31%、「知らない」が37%で、法を認知している方は62%という結果であった。

令和元年度調査と比較すると「内容も知っている」・「名称は知っている」が1%ずつ上昇、「知らない」が2%低下、これに伴い法の認知度は2%上昇した。

なお、認知度は同調査を開始した平成28年度から認知度は60%台を推移しており、当事者やその家族、福祉関係者等への普及は停滞していると考えられる。

(6) 学校教育教材の認知度

「知っている」が13%、「知らない」が83%、「実際に教材を使用した授業を受けたこと」があるは0.2%、「実際に教材を使用した授業を受けたことがある」は0.5%と低調な値となった（本質問を開始したR1年度と同様の傾向である）。

なお、本教材の配布は平成30年度1度限りであること、今回の調査では教員の回答者は16人に留まっていることが複合的に影響していると考えられる。

また、後述する問8においても小学校などで障がい者への理解という意見があるように早期から教育現場で障がい者への差別解消に関する普及啓発を行うことが、同法の普及および障がいをもつ方への理解に繋がると考えられることから、改めて教育現場への教育教材の提供や効果的手法について再度検討が必要と考えられる。

(7) 障害者差別解消法施行後に感じた変化

「感じる」は11%、「感じない」が83%と変化を感じていないとの回答であった。令和元年度と比較すると「感じる」は1%低下し、「感じない」が1%上昇していた。

「感じる」と回答した人の多くは「福祉関係者」で占められており、自施設内や業界内で「合理的配慮」という言葉の普及を実感したり、同僚の利用者への接し方が良くなってきたという記述が目立っていることから、同法がサービス提供側への正の意識変容に繋がっていると考えられる。

それに対し、「感じない」と回答した人は障がいのある方やその家族が多くを占めており、「当事者」側が同法の施行による変化を実感しにくい内容と考えられる。

また、一部で「表面的な変化」や「差別化が広まった」など負の変化についても一部記述があることから、今後は記載内容について質的な分析が必要と考えられる。

(8) 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうために必要な取組

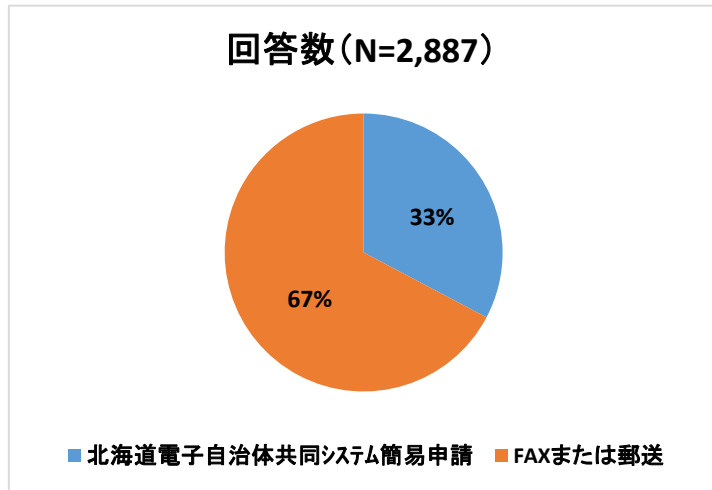
新聞やテレビやtwitterやyoutubeなどマスメディアやソーシャルネットワーキングサービスを活用した継続的な情報発信が必要との意見が多く寄せられたほか、講習・研修・勉強会といった学習機会の提供、小学校等における教育段階の啓発といった意見が見られた。

これらの意見は障がいのある方の親族や福祉関係者が多くを占めており、障がいのある方の回答は「わからない」もしくは聞き取りを行った施設の方から障がい特性により回答困難等との記載があることから、障がい特性によっては本質問項目が抽象的な内容であると考えられるため、質問の仕方を具体的にするなど障がいのある方の記載が増加するような配慮が必要と考えられる。

障害者差別解消法 認知度調査 調査結果

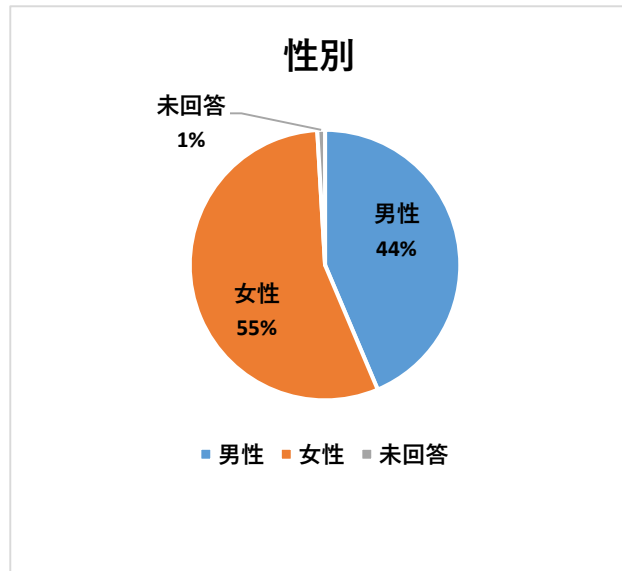
回答数

北海道電子自治体共同システム簡易申請	945
FAXまたは郵送	1,942
計	2,887



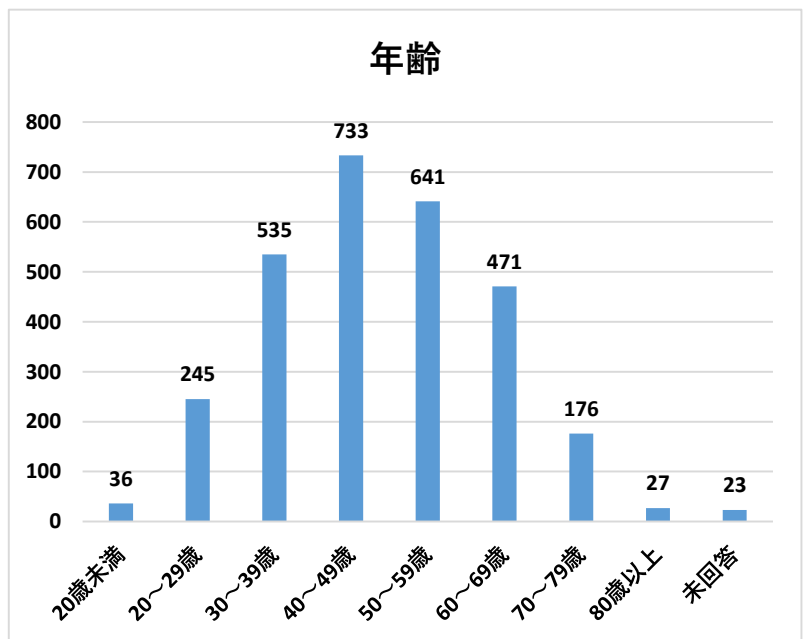
問1. あなたの性別を教えてください。

男性	1,229
女性	1,562
未回答	26



問2. あなたの年齢を教えてください。

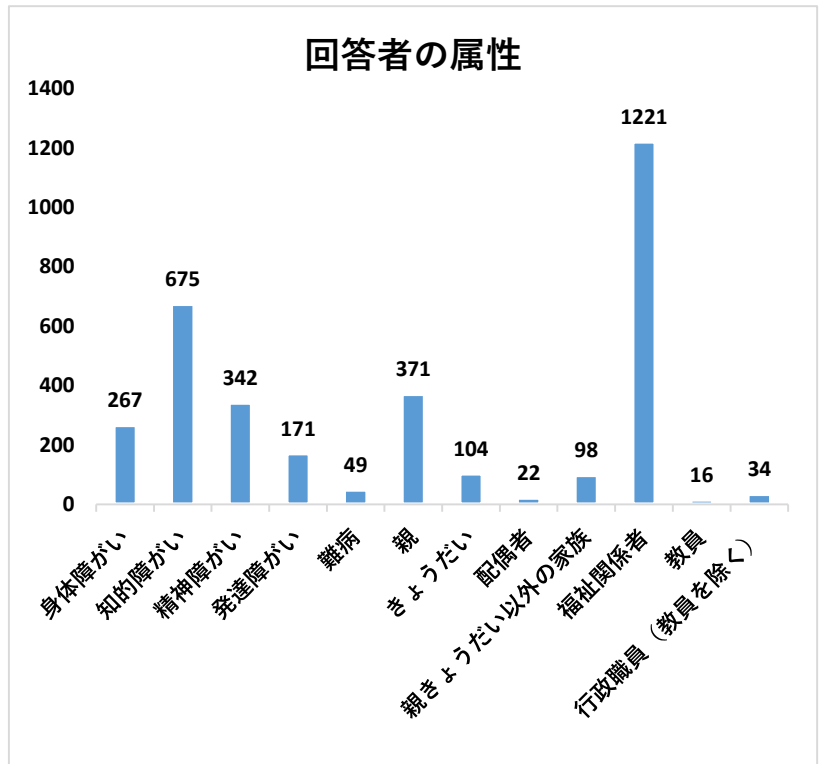
20歳未満	36
20～29歳	245
30～39歳	535
40～49歳	733
50～59歳	641
60～69歳	471
70～79歳	176
80歳以上	27
未回答	23



問3. あなたと障がいのある方との関係を教えてください。

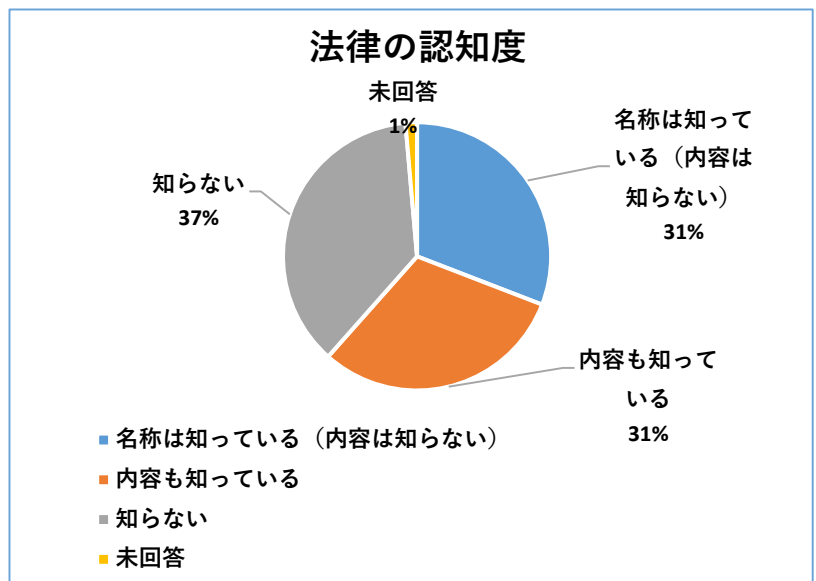
※ 該当するもの全てを選択

身体障がい	267
知的障がい	675
精神障がい	342
発達障がい	171
難病	49
親	371
きょうだい	104
配偶者	22
親きょうだい以外の家族	98
福祉関係者	1221
教員	16
行政職員（教員を除く）	34



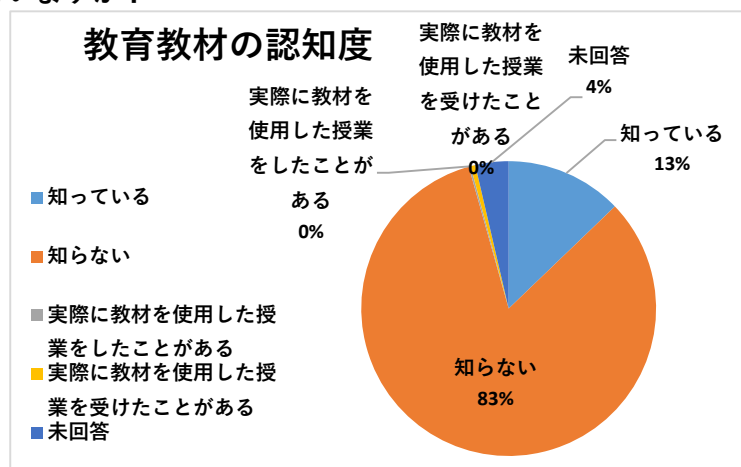
問4. 平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」を知っていますか？

名称は知っている（内容は知らない）	891
内容も知っている	886
知らない	1070
未回答	40



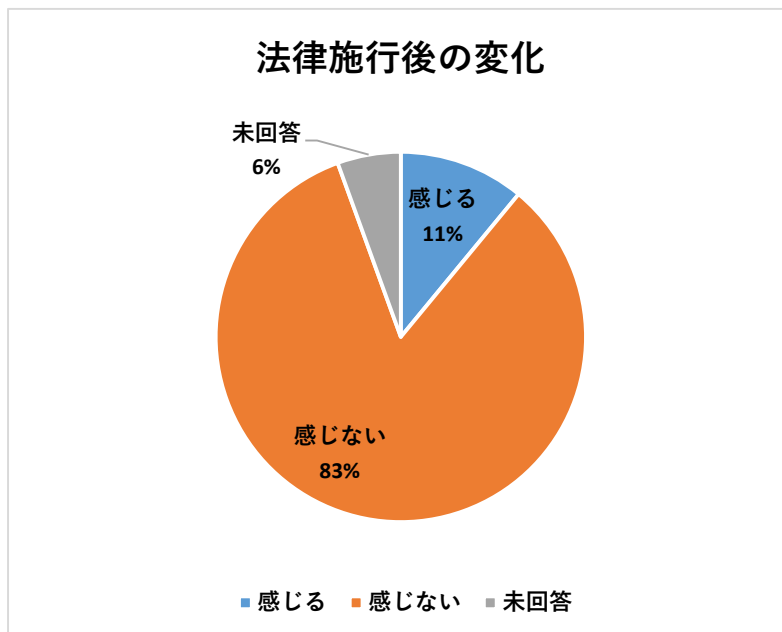
問5. 平成30年12月に認知度調査の結果を元に学校教育教材を作成し、全道の小中学校、特別支援学校に周知しています。知っていますか？

知っている	370
知らない	2391
実際に教材を使用した授業をしたことがある	6
実際に教材を使用した授業を受けたことがある	15
未回答	105



問6. 障害者差別解消法が施行されて、あなたの生活や仕事に何か変化を感じますか？

感じる	317
感じない	2410
未回答	160



問7. どのような変化を感じたのか具体的に教えてください。

(自由記載) 別紙のとおり

問8. 今後この法律をより多くの人に知ってもらうためには、どのような取組が必要だとお考えになりますか？

<主な意見の概要>

- 新聞・テレビ等のマスコミを活用した広報
 - 講習・公演・イベントなどの機会を活用した周知
 - 小学校等教育段階からの啓発 (リーフレット等の配布)
 - 市町村広報誌、町内会の回覧を活用した地域への周知
- その他

問7. どのような変化があったのか具体的に教えてください。
委員会が積極的に動くようになりました。
雇用について採用された話を聞く事が増えた。
近隣の駅にエレベーターが設置され、車イスの方が利用しやすくなりました。
職場内での研修を行い、知識や考えを深めた。
障害者差別解消法等新しい事の勉強ができる様にしてほしい。
病気を理由に面接段階で断られることが減りました。
ことばを目にする機会がふえてきた。
日々の接し方の変化、意識の変化
今までの介護系GHの他に知的精神障がい者向けGHが多くなっている気がする。
赤いヘルプカードを身につけている人を見かけるようになった。
表面上のみの”応対”だけで、障害者ファーストではない。
社会保障や福祉の支援があり、生活では、住宅や金銭管理等があり生活が豊かになりました。仕事では、支援員と相談しながら順序立て仕事につく事ができました。
普段の生活でも障害者に対する理解を深めようとする意識がついてきた。
新聞、マスコミで障がいに対する話題や記事が増え、関心が以前より持つ人が増えた。「差別」という視点で考えるようになった。
障がい者雇用に関心を持つ職場は増えたと感じています。合理的配慮が広がりがつつあると感じています。
施設内での職場の意識を高める様なアンケートなどを定期的に行っていると思う。
合理的配慮を意識し、支援方法を見直したり、子どもへの関わり方をより具体的にどうしていくかと考えたりするようになった。
施設での取り組み。会議でのチェックテストや研修。
障がい福祉関係の仕事をしているので、より障がいのある方や福祉サービスを利用する方の権利を意識するようになった。
福祉の現場で、「合理的配慮」を考えて取り組むようになった。
障害者ファーストの実施（あだ名で呼ばない。処置時には事前に声がけ、治療説明などの同席、意思確認）
仕事の量を決めてくれたから、目標を持って取り組められるようになった。
仕事のすすめ方がわからない時には、わかりやすく教えてくれた。
手本を見せてくれた。
差別解消を意識するようになった。
職場内で研修や説明会をすることによって内容を理解することができた。
成年後見業務で施技におうかがいした際、ポスター等がはってあるのを見かけるようになった。また、注意喚起をうながす貼り紙をはってあるのを見かけた→函館の友愛会条例の施技
障害者に対しての見る目が変わった。
関係施設では、配慮が見られますが、他ではまだまだ生活のしずかさが見られます。
自分自身が社会の中の障がい者に対する接し方について、強く意識するようになりました。
利用者への対応により気をつける様になりました。
公共施設等では、色々とバリアフリーが進められていますが、町中へ行くと飲食店等は、まだまだ障がい者にとっては出入りにくい所が多いと感じます。
・公共施設や福祉事業所などでバリアフリーやスロープの取り付けが多く見られる・TVやDVDなどで手話を取り入れて放送されるようになってきている・個別支援計画では、保護者ニーズだけでなく本人のニーズを含めて計画作成している・家電や公共施設などのような人でも隔てなく使用できたり、使いやすさについて注目されるようになってきている
重度の障害者ですが施設に入りたいのですが、なかなか合った所がなく困っています
障がいのある方と共に行動していて、レストラン、銀行、飛行機の利用の際に快く特別な配慮をしてくれたと感じることが増えてきていると思います。
不当な差別取扱いの禁止
不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮との違いが理解できた
障害者にも以前と比べ職に就けられる人が増えてきているように感じます。
表面的には平等を唱えてはいるが、不当な差別的取り扱いが見え隠れしている部分が多いと思う。完全ではない。（自身も、また、受け入れられない事が多々あるのも事実）
利用者の方々に対しての接し方について、見直さきっかけとなった。
福祉職員の中にも、差別的な思想を持っている人がいます。そういった人達も含めて、包括的に意識の変化が起こりました。
合理的配慮について、気にとめるようになりました。
仕事がうまく出来る、人間関係がうまく出来る
利用者様本人に、知っているか？と確認されることがあった
るびをふった文章が多くなっています。
身体のちょっとした変化やキズでも報告してくれる様になりました（以前も気づいてはくれていましたが、少々のうち身でも）
外出先等社会的に平等に対応してくれる事が多くなった。
合理的配慮を考えて支援するようになりました。例として、クリスマス会が近くなったら、内容や座席表等、わかりやすい形で掲示するとか。
普段の支援の中で、利用者様に対し、障害特性に応じて支援を考えることや、外に出る際に、利用者様の意向をその場所ほどの対応をしているか等考えるようになりました。
仕事での意識がより高く取り組める。
グループホームの中で利用者や世話人とのトラブルを職員（施設）は場所を設けて説明しました。
特に「合理的配慮」の考えは常に意識するところです。その他は基本的に福祉に携わる私は偏見や差別的な考えをそもそも持ってはいません。
店に入ったとき周りの目が冷たい
意識するようになった
障害のある方が表にでる機会も増え、接する機会が増えたと感じる。また、なにかと耳にすることも増え、以前よりも身近に感じる
障がい者差別が報道やニュースで取り上げられるようになり、差別が身近な言葉となってきている。
障害のある方を支援するための施設や行事が増えてきたように感じる
行事や催事等を通して、活動が増えてきている
公の機関で働いている人を見るようになった
周囲からの偏見が少なくなった。就労先にも恵まれ、働きやすく、毎日活き活きと生活している
対人恐怖症だった自分が外勤先に行くにつれて人に対して恐怖を感じなくなりました。

問7. どのような変化があったのか具体的に教えてください。
利用者の尊厳を重視し、何事にも選択していただくようになった
利用者様と接する中で、様々な状況や場面があるが、私たちは同じ「人」であるということ、改めて念頭に置き、意識するようになった
合理的配慮が注目され、一時的に盛んになったようだが、誤解した対応をしている方も多数いた
障がい者の就労施設が近年、かなり増えた。
配慮してもらえる
差別化の意識が高まったと思う。
不安定な気持ちが、働くことによって解消されました。
利用者（障がい者）の方への接し方により注意するようになった。特に言葉遣い等、本人や周りの人に誤解がない様に気をつけるようになった。また、他の人（職員）が誤解を招く様な発言や言動がないか気にする様になりました。
新しい人が来て昔のように厳しく指導されている感がない。
支援員が利用者さん対応するのに優しくなったと思います。
障がいを持った人を障がい者としてではなく個人として接する。
合理的配慮という言葉を理解し実行する様意識づけができたが一般的には広まっていない。
スロープや車いすで入れるトイレなどがあたり前になった。
お店で障害を持った方が働いている姿を見かけることが増えた。
障害者が職業を持ちやすくなった。支援者として、障害者と接しやすくなった。NHKの番組で障害者を取り上げることが多くなった。
障がい者を見る目が変わり、話しかけてくれる頻度が多くなった気がする。心配や関心してくださることもある。
障害者のサポートをする市民向けの口座が開かれたりしていることや、子供の学校でも、障害のある方を知るための授業があると聞いています。
支援を通じて制度に理解が深まった、法人内での研修等の開催をしたり全職員に伝えたりしている。
障害のある方への支援をより、当事者視点で考えるようになった。施設内・外研修で法律について聞く機会が増えた。また行政機関、医療機関の対応について気にかけるようになった。
最初は短期間の宿泊所生活でしたが、昨年末にグループホームの方へ移り、生活支援を受けながら、通所しています。
自分に合わせて仕事ができる。人間関係でいやな想いをしない。
特別支援学級の子どものための対応などインクルーシブ教育が浸透してきている。
文章にルビがうってある
利用者の方に対する支援について学習の機会が増えた。
利用者への合理的配慮の意識が高まった。
さん付けの意識。支援に対する考えが「こうなって欲しい」ではなく、その方の今の状態を受け止めようと思うようになった。
職員全体が利用者への対応や言葉遣い等がより丁寧になっている。
自己の支援のない方（反省会含め）
差別という言葉に対して敏感に考えるようになった。
差別、人権問題に関して考える機会が増えた。
子供の施設での取組みが見られる。
多くの人の目にふれるようにする。（例えば、自治会の広報誌等）
「合理的配慮」という言葉が周知されてきて、共生社会の実現をめざそうという取り組みがなされてきた。外部の研修などでも聞くことが多い。
逆差別にあって嫌な思いをした。
自身の気持ちの中で、思いやる気持ちが大きくなった。
普段の業務時において、利用者さんと会話する際に、話し方、接し方に気をつけるようになった。
同行援護していて、白杖を見て道をあげてくれたり、立止ってくれます。
バリアフリーに対する意識がだいぶ世間にも広まってきていると思う
テレビ、新聞で、関心がより強くなった
小中学校の子どもたちだけでなく一般、社会人に向けて
合理的配慮という言葉を知ることが増えた。手話通訳をTVで多く見るようになった(もっとTVで手話通訳の場面を放送すると良い)
この法律の成果はわからないが、施設でもこの頃から、利用者さんへの言葉づかいや、より丁寧な対応が求められると感じている。
合理的配慮について再確認した。
特に変化はないように思います。
合理的配慮に対する意識(耳にする機会の増加)
各企業や事業所に於ける障害者雇用率が守られる様に、行政との話し合いをしました。
一部の障害者だけ良くなっている
障害者を雇用する場が広くなったように感じますが一般の方と仕事をする上ではまだまだな所もあると思う。
現在就労支援を受けている
この調査票のように、アンケートが多くなりました。役場からもアンケートが届いていますが、本人が記入するのは難しいです。文章が長く感じ取れません。
自信でも障害者への差別解消を意識した接し方を行っているが精神障害の方への接し方は非常に難しいです。
清掃をしっかりとがんばった
障害者であると決めつけず、一緒に物作りをしている間に、完成した時の感動を喜び合える時の笑顔がステキでした。それは、何かをやることだけでは無く、色々な事に繋がると思います。自分自身も人間としてやさしくなれたと思います。
内容の詳細を知ること無く来ていることを反省して、勉強に取り組みはじめ、自身の仕事の必要性を感じている。
合理的配慮について考える機会が増えた。
職場内での虐待防止や不適切ケアに関する、研修等が増えた
私は本人と同居して居ないのでわかりませんが幸生園のような施設で規則正しく生活している事と思います。
より差別に対し、意識するようになり配慮が必要な場面、平日頃の振りかえりが大切だと感じるようになった。
子供の高校（4階建て）で、1年生→4階、2年生→3階、3年生→2階と決まって居るのですが、車椅子の子が入学してから2階をずっと使用していて、車椅子用トイレも整備中だと聞いています。2階へ上がる時もクラスメイトが数名で車椅子を持ち上げているのを見かけました。
利用者に分かりやすくできるよう個別支援計画にルビをふるようになりました。
意思決定支援への福祉関係者の意識が高まっている。不十分な取組の状況ですが、試行錯誤の毎日です。
研修の内容が今まで以上に深くなったように感じました。（関係あるかわかりませんが）船後さんと木村さんが国の最高機関に入ったのは大きな一歩だと思います。

問7. どのような変化があったのか具体的に教えてください。
障がいを受容し同じ職場にいても違和感を感じなくなった。
パン屋さん等で楽しく仕事をされている姿を見て感じた。
支援する際、差別につながる発言をしない様心がける様にしている。
一般企業へ仕事をみつけ就職出来ても、そこでの偏見や差別、冷遇され、仕事を長くつづけることが出来ません。
手話言語条例の設置や、コミュニケーションについての推進活動や、テレビや講演会での通訳者の設置などの取り組みが進んでいる。
他の児童発達支援事業のスタッフとの連携で大事に考えたいことが共有しやすくなった。
障がい者の人権について考えるようになった。
合理的配慮という視点でものごとも考えるようになった。
周知方法の多様化
年齢が高い人は時的がやすい
意識をして、業務している。
法を意識するようになった。施行当時より啓発が少なくなっている気がする。
法の内容等を意識する様になり、施設設備を意識して見る様になった。接し方についても意識を高める様になった。
引こしなどしやすくなったと思う。
施行された時勤続年数が少なくて分からなかったが今思うと口悪い人が優しくなっていた？様に思った。
銀行、役場等の窓口や受付で障がいのある人の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げ、点字解説等）で対応できるようになってきている。と感じる事がある。
会社が障害者のことを考えるきっかけとなっている。
職員研修等で内容を勉強し合い、具体的な支援を考えるようになった。
合理的配慮を行うよう心がけている。
世の中が少し平たくなってきたのかな？と思えるようになってきました。
新規開店かリニューアルの飲食店などで、車イススロープの設置が見られる。
現場の環境が整ってなくても、どんどん特別支援の必要な児童が入学してくる。一人一人のニーズに合わせた教育はどんどん難しくなっていると思う。
事業所等の事件が多く放道されてきた。
障がいのある人への良い意味での理解が深まったように感じます。
以前は差別もありましたが今現在は平等に取り扱いしています。差別はしないと上司から話もありましたので理解してもらってます。
より利用者主体の意思や権利を配慮して支援内容を考えるベースになっている。
障害者差別解消法が施行されることにより、生活や仕事に大きな変化はないが、障害者差別の問題などをより意識するようになったと思う。
以前よりも支援をする際に意識するようになった。
いわゆる「合理的配慮」が浸透しつつあると思う。例えば、今まで障がい者が参加してこなかったような研修についても、手話通訳者がある程度スムーズに派遣してもらえるようになったし、主催者によってはあらかじめそれを想定して募集要項を作成しているケースもある。法の趣旨に照らせば、それが当たり前なのかもしれないが、そもそも差別意識の強い(露骨な差別ではなく、障がいを理解しようとしないうる不作為の差別)我が国にとっては大きな一歩だと思う。
日常の何気ない言動が「虐待」「差別」という行為にあたってしまふ、また、それに気づかないでやり過ぎてしまう場合が往々にしてあるということ。障がい者の特性をよく理解して支援にあたらなければならないということを感じた。
良い影響ばかりではなく、逆に「区別する」「別で考える」の様な、変な意識を膨らませた人も増えたように感じる。意見を極端にしてしまった人がいるので「許容する」「寛容になる」「協力する」社会の考え方が広まると思います。10代の意識は、全体的に良い認識に向かっている様に感じます。いじめにつながるケースがまだ少なくないと思いますが、普通に関わっている子供は、当たり前で助け合うものという意識が芽生えている様に思います。精神障がいに関しては、まだまだ世間の認識も厳しく感じます。気持ちが弱いから、意思が足りない、怠けているという認識をもった意見をまだ多く耳にします。「よくわからないから」という意見も多く聞くので、障がい・病気そのものの認知が広がるが必要とも思います。
生活面では特にはないですが、障がいある方達が差別法は不要だったと述べている。善意ある方が差し伸べてくれればよかったとのこと。
同テーマの外部研修を受講する機会が増え、法人・施設での内部研修の題材として扱う機会が増えた。また、掲示物や誌面などで目にする機会も増えた。
やはり、障害者差別解消法の施行後は仕事上話題になる事も多く、福祉協会等の行事の中でも合理的な配慮を考えた上での実施など、様々な面で関わる機会があった。
特に仕事での合理的配慮の部分では、職員全員が意識し相談、作業の提供を行い、不当な事象がないよう努め、良い職場環境に繋がっている。
法律が施行された事によって、周知され職場環境や待遇が変わるきっかけにつながったと思います。ですが、逆に障がい者に対する偏見や差別的な言動も増加していると思います。共生していくことが自然な世の中になるには、これからも課題がたくさんあると思いますが、このような法律が制定されることによって、一人ひとりの意識に少しでも変化、関心につながれば良いと思います。
ヘルパー研修項目が増えました。意識して、改めて見直す、考える機会になりました。毎年繰り返し研修を実施。
法律の施行により現場の支援においても虐待防止の取り組みと同様に意識が高まったと感じている。
私達福祉関係者が行う支援において、障害のかたや、御家族から差別的な対応を受けたと言われぬように、意識すると共に、誤解を招くよう対応をすこともダメだ、という意識を強く持つようになった。
些細な事でも当てはまらないかを気にするようになった。
新しい建物はバリアフリーで使いやすい。一般の方が手伝ってくださる機会が増えた。
契約書や運営規程を書き換えた。研修内容に虐待防止を組み込むよう義務化した。
障害児や障害者の事を理解して頂ける機会が増え、色々な施設を利用しやすくなったと感じております。
権利擁護に関する研修や周知など啓発が多くなった。
合理的配慮という観点からみると、街中や公共施設、商業施設などの利用がしやすくなったのではないかと感じています。
バス等に乗車した際、障害者優先席が多くなったと感じる。
外部での偏見の目が減ったように感じる。
就労支援を行う際に、合理的配慮など利用者の方に差別解消法について伝える機会が増えたことや利用者の方から質問される機会も増えた。
やっぱり、障害を、もっているってだけで、a型事業所のスタッフでも、差別するところがある。身体障害でも、私が今いるa型事業所は、身体障害でも、その人たちにまで、負担をかけるしごとなどさせたりしている。利益のことしかがえてない。障害もついでに、いないひとたちと、どうように、おなじようなしごとをさせている。あとは、もし、じぶんたちのみうちが、ひとりでもいたら、白い目などでみる。
仕事（障がい者施設勤務）をしていく上で、より一層、差別のない支援を心がけていかなければならないと再認識する機会になりました。
就労支援事業所で勤務していますがそれまで障がいに対する差別があることを認識しながらも具体的な何かを考えたり行動するまでには至っていませんでしたが法が施行されて再認識することで日々の支援の中で何か変えられることはないかと以前より意識した目線で見ることができるようになったと思います。
管内での事例や全国的事例を耳にする機会が増えた。また、周りの話を聞いている際虐待の意識が高まると感じた。

問7. どのような変化があったのか具体的に教えてください。

スロープや車いす用エレベーターなど、バリアフリー面で、車いすの方でも入りやすいおしゃれな飲食店が増えたように感じます。また、私は現在、障害をもった方の就労支援の仕事をしているのですが、面接時に配慮事項を聞いてくださる企業が増えたように感じます。

※重複している内容の回答については、一部省略しています。

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？
もっともっと具体的にわかりやすく表現してほしい。
出版能力のある文部科学省で障害者のための教科書を出版すべきだと思います。
すべての人に当てはまると思います。障害者だけを取り上げるのではなく、すべての人（障害者含む）ではと考えます。
障害児・者自身ももっと外に出ること。それを受け入れる周囲の人たちへ〇にふれて言うこと。
TVCMの起用
根気よく、マスコミ等利用
市役所・区役所等、一般の人の目に付きやすい所へ、パンフレットやリーフレット等を置いて手に取りやすいようにする。
障がい団体に、法律を知ってもらうために、障がい者へのわかりやすい説明が必要と思われます。
新聞等による広報活動の拡充。
この法律が平成28年に成立したことを知らない方がまだ沢山おられるのでまずは啓発活動が大切だと思います。妹と、合理的配慮に関しては行政職員への研修会の実施や地域住民に対しても認知症サポーター養成講座の様な取り組みも必要かと思います。
国がもっと主導して対策をこうじるべき。
研修等の説明会や広報誌等のメディアを通じての発信。福祉施設での研修も含む。
関係者への研修等を増やす事。
わかりやすいパンフレットなどを障害者に配布する
研修やわかりやすい冊子の配布など。
利用者自身が意識して利用しなくてはと思います。まだまだ遠慮しているように思います。
今の所、わかりません。
少しずつ自然に知ってもらうのがよい。
障がいをもつ当事者の方達を対象としたセミナーの実施
どのような差別やギャクたいが実際にあったのか(1年間)毎年各関係施設、学校、本人が知れるように報告する。
かかわって下さる人達や地域の人を家族が、大切に。その上でこの法律を知ってもらえる。44年間娘を育てている経験です。
一般企業向けの研修や周知に向けた取組(パンフ等)があった方が良いのでは。
具体的な変化と言われると難しいが、合理的配慮ということは認知されてきていると感じます。公共の場で自動ドアになったり大古な年ではバリアフリーも進んでいると思います。
教育の中に福祉の授業等位置づけ、手話や点字、サインの仕方など学べる機会があればよいのでは。継続的な学習がよいかと思ます。この法律についての説明会のようなものを会社や事業所等で行うことを義務づけるなど。また認知症サポーター養成講座のような障害者サポーター養成講座(切れてこの後読めませんでした)
障がいを持つ人も多様性社会構成員である事を広く告知すること。
障害をテーマにした職員研修を実施するようにする。この法律によって作られた設備などに、どういう経緯で作られたか、何らかの形で記載するなど。
テレビなどでも、テーマとして取り上げてほしい。
全体の意識が変わらなければ、どんな取組も意味がないように感じます。
小学生のうちから、障害者差別解消法を学ぶ機会があると良いと思う。親子で学ぶ機会があると良いと思う。
NHKに取り上げてもらう(番組で)
多くのメディア、もしくは所属の各関係からの連絡等が必要かと思われます。
市民の情報を通じて学び、交流して、知恵を出し合いその経験を重ねながらやっていけば自然と差別がなくなると思う。
事業者や従業員だけではなく、一般の方にも知ってもらえるよう映像を利用したものやわかりやすいパンフレット等を利用して周知することが必要ではないか。
事業所等に貼り出し用のポスターを配布する等して周知させていく取組み。
よく分からないが、情報を一歩ずつ広げていくことでしょうか。
国がNHK、民放など通じ、わかりやすく発信すべきだと思います。
新聞等で、もっと取り上げたらいいと思います。
テレビ、新聞、ラジオ等のマスメディアで報道してもらい、多くの人に知ってもらう。
・チラシを配る・TVコマーシャルで流す・あちこちにポスターをはる
テレビなどのメディアが影響があると思われます。
学生を主にボランティア活動を義務化し、障がい者との を深め、理解する事。
ボランティア活動をより強く行動する取組すべきである社会制度を考えるべき。

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

身近なところで障害者差別解消法について知る機会を作る。自分にも関係があるということを知ってもらうことで、理解が進んでいくように思います。

社内研修の機会を定期的にする

事例（良い事例）をマスコミ等で紹介するのはどうでしょう

障害者の方とのふれあいの出来る場所、セミナーなどの講義に参加出来るようになればよい。

ネット等も利用して多く呼びかける。

多くの人が声をあげる。メディアで取り上げてもらう等。

当事者やその周囲をとりまく人による啓発活動が盛んにできる環境が必要ではないかと思う。

知る機会を増やすと同時に伝える側は積極的に出向く。

メディアに何らかの形で勿論配慮しながら発信していくことで広まっていく時代なのではと思います。

この調査票で初めて知りました。施設からのお話ありませんでした。どのようなことを期待できるのでしょうか？

研修（引き続きにはなりますが）

障がいと呼ばれるモノを身近なモノとして生活することが広く知ってもらえる機会と思います。

現時点この法律が、職員に浸透しておらず、福祉 所対象の勉強会、研修会の開催をして たいと思います。もしくは資料等の提供（メールにて）をお願いしたい。

認知度は、まだまだだと思ふ。メディアの活用、学校教育へ更なる取組等。

役所の方、とくに福祉課の方々が、障害者差別解消法をしっかり学習し、わかりやすいパンフレットを各家庭に配布するのが一番良いと思います。

啓もう活動

メディア等で多く取り上げてもらうなど…。

手紙やポスター等で知らせる

今回の調査を続けていくこと。

様々なメディア（テレビ、新聞、SNS等）で、法の内容と実際どうか、今後どのようになっていくのがよいか等取り上げていく。

メディアを利用して周知すること。

JCなどのTV広報が必要です。

無意識、無知による差別、偏見が非常に多いと思われるこの国では、個々が理解を深め、近くの人に拡散共有していく事が近道だと思う。

係っている障害者の方達が、この法を知らないのでは？見える障害もあり、この原案はやはり健常者が作ったのか？せめて関係者に説明会をすとか配布すとか。

健常者の方にもっと障害者差別解消法の事を理解してもらえるように知って欲しい事

各障害の親の会への働き掛け

あたり前の事があたり前に行える社会を希望します。※それぞれの組合等で、内容を理解していただき、入口にステッカー提示などしていただくと、入りやすいのでは？

常に情報発信が必要だと思われます。

マスメディアを使った啓発

マスコミからの伝達やイベントを開催するといったことが必要だと思います。

いろいろな啓蒙活動が必要だと思います。

幼稚園からの周知、動画サイトを用いた啓蒙活動

広報やTVのCMの様な形で報道するのが皆の目にとまるのではないかと！と思います。

障害の方の理解をされてない方がまだまだ多い様に感じられます。特に障害の方を採用される会社の方達は研修などされ理解をした上で雇用してほしいと思います。

広報やTVのCMの様な形で報道するのが皆の目にとまるのではないかと！と思います。

福祉イベントを聞いてみる。

新聞の記事にしてほしい。

職員さんにも、もっと知ってもらってから色々お手伝ってほしい。

障がい者及びその家族がその事をよく知らないでいるのに、健常者には周知されないと思う。まず、障がい者、その家族に周知されるべき。

繰り返し、周知する。

一般向けの講演会（できれば無料）をしていく、冊子の配布等を積極的に実施する。

問 8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？
病院が主体でもっと勉強会を開く。
研修会やセミナーなどを取組み、啓発活動などを積極的に行っていく。
研修等、行うべき
街頭演説、ポスターの作成など
上記のように、現場でこそ周知して、その実効性が確保されると思う。そこに、そのことがより多くの人に伝わるといったことにつながると思う。
機会があるたびに啓発していくことが大切だと思う。
関係者以外にも認知してもらえようような広報活動。
障害者に対する差別をなくしてほしい。障害者も1人の人間で有る事を認める事に努力してほしい。
仕事の取組が必要だと思う。
研修会
市町村単位での研修を行い、市民・民間事業所・介護・医療職など、あらゆる分野の方に参加してもらい、それぞれの職場や家庭で広めていけたらよいのではと思います。(今のコロナ渦では難しいですが…)
障害者とその家族が、まず「障害者差別解消法」を認知し、理解した上で、多くの人達にも知って頂くことだと思います。
啓発・広報活動・福祉教育の推進。実際に障がい者の方とふれあうこと。
福祉関係に関わる人たちに、もっと手厚くしていくと良いのではないのでしょうか？
12月9日の障害者の日を、国民の休日として周知する。
国、都道府県、区市町村、の行政機関でかたちだけの雇用(アルバイト)では無く、もっと積極的に正式雇用し、手本とならなくては、民間での差別がなくなることはない。雇用も生まれないと思う。一般健常者と障がい者が相互理解できるような機会がもっとあればよいと思う。
・ポスターの掲示・TVやCMを利用・幅広い職種に対しての事業社研修の実施
道単位での研修他、振興局単位での研修も必要と思います。
ネット等を使った広報活動
障害者の生活の場、就労支援施設等、もっと障害者の生活を知って欲しい。又、どのように社会貢献しているのか広く知ってもらう必要があると思います。
PRをふやす
もう少し色々な面で普通の人と一生してまざり生活していきたい
各放デイにポスターを貼ったり、子供がよみやすいように、漫画にしたりすると思います。
学校で教育することは大切だと思います(学校での教育の記憶はあまりない)
TV等報道機関の協力を得てくり返し周知する。
親子で取り組めるワークショップ等で道徳教育やボランティアをしたらいいのでは？
テレビでとりあげる
1年に1日休暇日を設け、休日扱いとして、障害者支援の日を設けて同法の普及をはかる。
事業所等に周知する
このようなアンケートを多くすることも良いと思う
公報
自治体の公報やマスコミによる宣伝、周知
公報などで広く広めてほしい
この法律に興味や関心のある方以外へはどんな取組を行っても周知は難しいと思う
CMを流す
啓蒙活動
ヘルプカードの表示
インターネットなどでの情報発信
国民に分かりやすくする
民間企業や行政機関の協力の元、国民が分かりやすく広く広告やSNSなどを活用
未だ社会的な障壁を感じる障害者の方が多々見られる為、パンフの配布などの取組みを行い認知度を上げていく事が必要だと思う。
福祉教育動勢に関わりない所への周知も必要ではないか？

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

どのような事が差別に当たるのか、一般の方々が解決できるように「差別がどういうものなのか」を定義する。その為には、障がいを持つ方やその家族の方が差別とを感じる事例を集めることが大切だと思います。

リーフレットの配布だけでなく、各自自治体の関係者や各市町村の福祉課職員が、施設利用者やその家族、または施設職員に向けた講演・講義があれば良いと思う。

日常的にテレビ等で差別解消法について（コマーシャル）流れると自然に一般の方にも周知されると思う。

差別のない世の中になってほしい。言葉遣いや偏見を無くす。

・事業所での学習会や身近な公的場所での講演会を開催する・事例集などを取り入れ、わかりやすく解説したハンドブックやパンフレットを作成し配布する

度重なる啓もう活動

ポスター等、広告に掲載した方がいろいろな方に知ってもらえると思います。

新聞等のチラシ等を活用したり、SNS等を活用してはどうでしょうか。

テレビ等で国民のみなさんにわかりやすいように伝えていくと良いと思います。

各施設、事業所に内容文章の配布をしていただくと職員に回覧できると思います。（現在は研修を自粛した方が良かったため）

現在の告知を継続し、様々な企画にも伝えていく。又、家庭には町内会等の協力をあおぐ。

障がい当事者の方々の社会参加の機会を更に増やし、当事者本人の方々からこの法律の意義をもっと訴えていくことも大事だと考えます。

Youtube等動画投稿サイトでいろいろな人向け（子供、高齢者、家族など）に動画を作成し公開する。講演会などは興味のない人は来ないと思うので、一般の人に「こういう法律があるんだ」ということをまず知ってもらうことが大事だと思う。

厚労省がコロナ関連で個人にLINEしておりますが、この様な取り組みをしてみるのもおもしろいと思います。数ある法律の中でも国が目指しているインクルーシブな世界を作っていく上で、大切な法律の1つです。みたいな情報配信。

・ネット配信動画の作成・罰則の適用、強化等による荒流療的に浸透させる。

TVのCMで流す（事例、寸劇で”これ違反です！”違法ダウンロードとかネットにあげるのが違法と知らせるCMのように）

各事業所にポスター等の掲示、研修会の実施など。

コマーシャル

苫小牧市や登別市で実施している「あいサポート運動」のような地域住民に周知する活動が必要だと思います。

メディアを使った周知

自分自身が障がいや病気を理由に差別を受けたら、どう感じるのか、ネットや動画の力を活用しながら、多くの人に学んでもらう素材があると良いと思います。障がい=他人事のままでは無感心は変わりません。

どんな法ができて、まわりくどい言葉で小難しく長々と記載されているは読む気も理解する気も失せる。相手に伝えたいのなら、「わかりやすく」「簡潔に」が基本でしょう。

学校だけではなく、職場（一般企業）や、地域の取り組みが必要だと思う。

人の目に留まるようなポスターなどを作成する。

・もっと認知してもらうためのPRが必要だと思う・重心や医療ケア児の存在をもっと知ってもらいたい。

・ポスター掲示を多くする・お便りをより多くの公共施設に配布し、周知するなど

マスコミを利用するなど、多くの方が目にし、耳にすることが大事だと思います。

TVなど、メディアを使って教えてほしい

自治体で研修等を開催する。

障害についての差別は根強いと感じる。障害という表現をやめ、個性等に変更してはどうか。

紙をくばり、大きな声ではっきり発言する。

当事者からの発信やお互いの交流

引き続きポスターやTV等のお知らせが必要と思う。

メディアでの情報の提供、”特別な場所、情報”でなく、気軽に受け入れられる場が必要

テレビなどで知らせる

身体に障がいのある人への理解はすすんでいると思うが知的や精神障がいへの理解は変わっていないように思う。ただパラリンピックなどスポーツが注目されている時に実情をTVなどで紹介されると周知されるのではと思う。

どこまでが差別でどこまでが差別でないのかの線引きを考える時が有ります。具体的に文字して表す機会があってもいいと思います。

各会社等での勉強会や、広報に掲載するなど。

メディアや広告等を使って広めていく。

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

広報あさひばし等で知ってもらうと良いのではないかと思う

勉強会、講演会の開催など

多くの方が読む新聞、チラシ等を利用したら良いかと思います。

TVCMで流す

どんどん社会参加すべきです

障がいのある方の積極的な社会参加と、それに対する支援（参加がスムーズに出来たり、苦手意識を持たないようにする配慮ももちろん必要）

各福祉関係の事業所でも教育教材を使用して周知活動を行って頂けたら良いなと思いました。

施設の行事などで一般のボランティアを募る。

知ることのできるイベントやチラシ配布等行う。

マスコミ等を利用した広報活動

学生の時から、障害について学ぶこと。病人の方には、テレビであったり、メディア等を通じて周知を図る。

一人一人が障害者と向き合い差別の名井社会に周知する。また、福祉施設も地域貢献へ参加する。

「障がい者にスポットを当てるのではなく「差別的解消」にてここが想っている差別的要素を取り除けるよう伝達する必要があると思います。

研修等でやっていただけたらいいと思います。

法律の罰則化

広報活動

障がいのある人から意見を聞く

小中学生等への周知はとてもいいと思います。ラジオでもこの法について知らせたり、各施設での勉強会があると素晴らしいと思います。

障がいのある方も、もっと公共の場を利用させていただく

TV・ラジオ・ネット等で広めてほしい

事業者には、労力義務とされている合理的配慮を段階的に行政機関同様の義務を位置づける。

各学校の授業以外でも町内会などの中で、説明できるような取り組み。ネットだけではなく、直接聞く方がわかりやすい。

施設も取り組む必要あり

メディア関係にどんどん取り上げていただく。国民が障がい者との関わりを持っていただくような取り組み。

メディアを通じた広報活動、福祉施設で学ぶ機会を増やす。

障がいのある方が更に表に出る機会を増やし、接する機会を増やす。また、福祉関係者に携わる人たちも積極的に機会を増やす働きかけも必要である

行政などの公共の場にポスターを貼る

法律を認知してもらうというより、具体的な障がい者差別が社会に根強く存在していることを、もっと発信する必要がある。

ボランティアを行ったり、公共の場を利用して、様々な人との接点を増やす

メディアも積極的に知ろうとしないので、難しいと思われる

積極的にメディアなどに発信する

TVCMや新聞広告での発信はもちろんだが、最近だと動画サイトの視聴が増えているので、YouTubeでの広告発信なども必要

誰もが足を運びやすい行事や講演会を増やす、障害のある方が仕事のできる場を増やす、販売会や展覧会の機会を増やす、ドキュメンタリーの発信。

行政主導ではなく、他民間企業等でPR活動や福祉関連事業での行事を増やすことや民間事業所の事業主を対象とした講演会を行う。

メディアに取り上げてもらう

福祉関係に従事していても法律を「知っている」「知らない」など多くのひとに浸透していない。皆がこの法律に興味を持ち身近に考えることができるようにかかわる機会を多く設けるべきだ

多くの人に知ってもらうために、様々な機会でも広報活動をしていく（チラシの配布など）

福祉・教育・行政等に関わらない方にも伝えていくような啓蒙活動が必要

国政の場でもっと福祉の現場の実情を訴えていく方法・手段を考え伝えていく

CMとTVワイドショー、世界仰天やアンビリバボーで特集を放送する

交通機関等にポスター等で周知する

関係各所へのリーフレット配布等の取り組みが必要

問 8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

法律に基づいて具体的に取組む行動を広く周知する

市町村の広報誌などに掲載

研修制度、または認知度を向上するための組織作りを義務化するなどして、ガイドライン上で周知する

新聞やテレビなど大きく宣伝する

新聞やテレビで大きく宣伝する

新聞やコマーシャルを使用する

テレビのCMを活用すると多くの人に知ってもらえる

テレビやラジオで流す

一般の方に知ってもらえる取組が必要、YouTubeでの動画配信等

講習会の開催

みんなで差別について考えられる機会を作る

機会あるごとに周知活動を行う

TV、新聞等のマスメディアに向けた周知と合わせて、市町村の広報やパンフレット配布する。個別周知も必要

啓発活動

知ってもらっても、それを守る社会的な基盤がないと意味がない

国や道の障がい福祉局が中心となってもっと新聞やテレビ、インターネットを通じてこの法律の具体例をドラマ化して見せて、考えてもらう

TVCMなど、より人の目に触れる媒体を利用するとよいと思う

障がい者の方が安心して働ける職場をたくさん作ってほしい

障がい者が多い市で、市民の皆さんも優しい方が多く、人の目を気にするところではないので変化は大きく感じてはいない。小さいころから、障害のある方と交流できる機会があるといいと思う。学習の専門性も必要だが、子供同士の触れ合いでお互い成長するのではないかと考えている。

交流の機会があるとよい

研修などを行う。障がい者との関わりがないとして知ってもらうことが難しいため、関わる場を増やしていくことが必要

身をもって実感するか、変化というのはじっくり考えていないのでわからない

ポスターを貼ったり、学校の授業でも取り入れる。

法律の周知は大切だと思うが、差別のない関係を持つことが重要で、実際に支援に関わる人やその周囲の関係者に繰り返し説明することが必要だと考える。メディアで取り上げ、CMなどでわかりやすく、大勢の人に理解してもらえるような方法がいいと思う

CMを利用したり、リーフレットを配って知ってもらう

CMなどの広告媒体を利用した宣伝

障がい者差別の具体例とともに、積極的に広報する

まだまだ目に見えないところでは、様々な形で障害を理由に差別を受けたり、生きづらさを感じてる方も多くいるのではないかと感じるため、そういう声や事実を多く拾い上げ、多くの人に伝えていく機会が増えるとよい

ネットやテレビ（ニュース）など周知する

ネットやTV広告などで国民に周知する

ネットやテレビなどで周知が必要。どのようなことが差別になるのか知ってもらう必要がある。

TV報道や啓発活動の充実

チラシ等の配布

チラシ等を配布し、TVで宣伝する

「障害者差別解消法」の内容の周知を広めていく

周囲の人が目を引くような場所にポスターを貼る。日常生活の中で見たことがないと思ったので。

PR活動が足りないと思うので、SNS等を利用し、積極的に発信する必要がある

当事者や関係者だけでなく、多くの人々に興味を惹きつける何かを考える必要がある

リーフレット配布を行うよりも、テレビやラジオでCMとして流したほうが広まりやすいのではないかと感じた

もっと啓発活動を行ったほうがよい

TVニュースを見ない20代や30代に関心をもってもらうため、また、年頃の子供をもつ40代の親と子供に知ってもらうために、SNSを使った動画や漫画などでまず興味を引く行動をする

たくさんの企業や団体にもっと積極的に障がい者を雇用して、受け入れてもらい、能力・やる気も十分にある障がい者はたくさんいるということを理解してもらえるような取組が必要だと考える

問 8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

メディアを通じて積極的に報道してもらうことや、会社・学校等で講演会のようなものがあるとよい。（法律を知ってもらうだけでなく、差別をなくせるような内容）、ゆくゆくは法律がなくても大丈夫な社会に繋がると願っています。

新聞・テレビ等でもっと周知するべきである

職場や学校での教育をしっかりやる

テレビや新聞等で知ってもらうこと

医療・福祉関係に従事する者、特に現場で働く人たちが差別・虐待の事例を隠さずに公表してほしいと思う

病院の科ごとに掲示物を貼ったり、バス・電車内に掲示物を目につくところに貼る

テレビやラジオ、新聞等で情報発信する頻度を上げたほうがいい

障がい者を採用してフォローを強化できる取組を企業に徹底することをしたいと思う

病院や公共機関での周知

研修を行う。新聞や雑誌などで特集を組む

啓蒙活動や研修会などを多く行う必要がある。

関係機関への周知や学校授業に取り入れることが良いと考えますが、現在の取り組み状況が分かりません。

インターネットを利用し、この法律の特性を知ってもらう。例えば、北海道独自の動画を作成して、多くの人々に訴求していくなどの取組が必要。

法律施行された事を知りませんでした。以前と後も何も問題なく過ごしてきましたので「法律内容を知ることが必要と思います」今も続いている施設から文書等で知ることです。

インターネットや新聞の広告などで拡める。

新聞や雑誌を活用した広報活動、法律と考えると難しくとらえがちになるので、それをかみくだいてやさしく、わかりやすく、親しみやすい表現で伝えていけたら、良いと思う。

当時である為冷静な判断が出来ずご質問に対して答えることが難しいと思いますのでこれで失礼いたします。

紙に書いて皆さんに配る

テレビ、新聞などでのお知らせ。

新聞のチラシで広げたいと思います。

もう少し情報が拡散していただくと分かりやすいと思います。

講習会や一般の方へもわかりやすい広告の配布

差別はなくなると思います。

キャンペーンを実施するなど

たとえば新聞等に生活面でのページのかたすみにでものせてほしいです。

いつの時代も差別はなくなると思います。差別をどう乗り越えていくか、人として差別の心を生まないようにどうすればよいのか、という事を考えて、教育、倫理観、道徳観を育てていく取組が必要だと思います。

国や道、市町村等が障害者差別解消法に対して誰が見ても分かり易い様な事例等を交えて、リーフレットの様な物を配布して、見て貰う様にする。

勉強会などを行う。障がい者も含めた研修会を行う。

学校教育に導入。特に祖父母世代の意識改革が必要と思う。

当事者の親である自分も合理的配慮を知らないで、児童精神科等で診断された時に病院で渡してもらうとか。役場で手帳を発行してもらうときにリーフレットを渡す等。

小中学校の授業で取り入れる。当事者の親も良く知らない区役所などで手続きする際にでも教えてもらいたい。

小さい子供の頃から小学校や中学校等で授業などをしてもらえたら良いのかなと思います。

認知した方々からも、折にふれて、その話題を積極的に話すことも必要かなと思います。

やはり精神障害などの認知を広くしてもらうためにテレビや新聞などでも取り上げてほしい。

テレビでやってほしい。

TV、SNS、インターネットニュースなどで流す。事業所、官公所にポスター等の掲示をする等が必要だと思います。

コマーシャル

TVコマーシャル、SNSで拡散

新聞や広報、当事者が声を上げる

メディアの活用。障害者施設への発進（ポスターなど）

ヘルプマークなど障害者への緊急時の配慮などがあると不安が少なくありがたいです。（地震の時すごく不安でした）

マスコミが取り上げること。

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

利用者の方には、定期的に伝えていくように努めます。地域の方への伝え方は、各職場や公務etcであかりやすく地道に伝えていくしかないと思います。現在、コロナのことで、健常者さえも大変な状況になっていますが、諦めず、伝え続けていくのみです。

施設にポスターがはってあるが、むずかしい。おしえてくれるといいとおもう。

施設の職員にわかりやすくおしえてもらう。

ポスター等で掲示。人目につく所にかかげる。

健康で働いている方に知っていただきたい。

研修や新聞（広報）などに掲載を多くする。

特に行政機関においては、既存の広報枠を活用した繰り返しの啓発が必要。単に政府の広報を右から左でなく、自治体として頭を使った全住民の心に届く「メッセージ型」として進化が必要。

障がいにあわせて、福祉の手伝いや外に出て一般の人々と一緒に出来ることが良いです。

施設においては、支援員等への周知、研修等が実施され、また、部会や委員会において計画的に進められていますが、定期的な実施し周知されることが望ましいです。また、他職との連携を図り、年に数回の研修や家族会での研修日併せて行くと啓蒙につながると思います。

誰もがわかり、納得出来る法律作りとわかりやすい周知方法

病院や学校、小さな子供の親が相談できる窓口がもっと増えて欲しいと思うので、幼稚園や学校での講習会的な事も増すべきだと思います。

自分自身読んで理解するのに苦労しました。故に、一般の方に広く、周知してもらうのは難しく思われます。障がいに関わらないとなかなか…。

PRが不足していると思われ、福祉に興味ない人はほとんど知られていないと思います。

私自身含め、知らない人が大多数と思われます。詳しく書かれた本発行お願い致します。講演会、講習会等あれば、是非参加したく思っています。

障害者への支援に関わる仕事をしている人達に、まず徹底周知がまず先。

市や町等で発行している公報等にもっと発信した方が良いと思います。

教育、医療、福祉との連携、障がい児福祉職員資質の向上の為に、各関係機関が先に学ぶ事が出来る研修等の企画があると良い。自ら学ぶ事が出来ればよいが出来ていないのが現状ではないかと思えます。

機会有るごとに積極的に伝えていく

市町村の広報などでお知らせする。

講演を開催して話を聞いてもらう。

ピアで勉強して多くの人に知ってもらう。

定期的にメールなどの取組や今回のように調査をする事が良いと思う。

子供の頃からの道徳教育を増やす。

わかりやすくみんながわかるように説明してほしいと思います

障害者との人と生活していくのは差別なく私達と同じように接して気の付くところは気持ちを気づけないように教えて一緒に生活してあげる事だと思います。

幼少期から障がいのある方と関わる機会を作るとともに、障がいについての教育を行っていくことが大切だと思います。

家族や身内の関係の理解を求め。家族会の理解をつくる。

全戸へのガイドブック配布等

家族や身内の関係の理解を求め。家族会の理解をつくる。

自治体への周知が必要だと思います。

広告やポスターの掲示

テレビのCM

TV、新聞を利用した宣伝（物語性のある具体的な例で紹介）

何が差別かを知ること、各障害に全く違ったとらえ方となる

義務教育での周知の継続。

多くの方に広めるためには、パンフレット、ポスターなどの作成。

ポスターの設置、冊子の配布など

新聞、テレビ等で報道してもらう

機会有る毎に広報活動が必要と思う

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

施行される前から”差別はダメ”と言われているが、実際に差別をなくす事は難しい。障害について、もっともっと知ってもらったり、仕事を身近なものにする必要があると思います。

積極的な広報活動

研修又は、研修発表にて自ら勉強する

SNS、CM等、関心の持てる物を発信する。

CM、SNS等の広報活動。

もっとわかりやすく、法律を目にふれる機会を増やしたら良いかと思いました。

テレビ、ネット、ポスター等、普段目につきやすいものを媒体として広報活動を行う

CM、ポスターなどで広めては。教育だけでは大人の方が知識不足だと思う。

もっと電波を使って、知ってもらえたら良いと思います

過去にTVドラマで、障害者の虐待事件に関する内容を放送されていてそれも氷山の一角で、まだまだ国内においても明るみになっていない事が多いと思う。この法律と内容をTVなどのメディアで事件があつてからではなくて、ことあるごとに定期的に告知したら良いと思う。ポスター作成し提示するなどしてはどうだろうか？

CMなど多くの人に知られるようなこと、ポスターなど。

AC Japanを使つてのコマーシャル。

ポスターで提示したり、宣伝していくしかないと思いました。身近な方が少ないため、少しずつ広めるしかないと思います。

ポスターやリーフレットを人が多く利用する場所に貼る(置く)。

様々な媒体で周知する。

SNSを活用する。

障害者差別解消法を世の中に広められるよう、講習会等を開く。情報の共有化を図る。

パンフレットなど、障害の方と縁する人に手にとってもらえる取りくみをしてほしいです。

テレビやラジオからの発信。

講習会などの開催。興味がなければ参加はしない。子供の頃からの教育に取り入れるなど身近でなければわからない大人が多すぎる。

各自治体がガイドラインやパンフレットを発行する等改めて知っていただける様、案内を出していく。

報道、メディアでの告知。

とにかく知って頂く事が重要なので広報とかで広めてほしい。

CM、ポスターとかを積極的に活用すると思います。

認知に対する様々な取組の継続。

インターネット等での告知等。

もう少しテレビ、マスコミなどに取り上げていただきたいですね。

この法律が施行される前は親も勉強しましたが施行後はあまり考えることもなくなり、かなりの部分を忘れました。まずは繰り返し親に情報を。

テレビ新聞等により広報する。

NHK等のテレビ、ラジオ等で具体的に説明してほしい。

広報やTV番組等にとり上げてもらう。

もうすこし、障がい者に対する行政のアピールが必要かと思う。弱者に対する考え方をはっきり示した方が良い。

テレビで周知。

我が家では施設に守られている環境のため、知らなかった。公報などの利用がいいのではないかと感じた。

法の抜粋等を配布し、周知を徹底を図っていく必要があると感じた。(元気かい、しっかり生きるんだよ等という一言も掛けられたことなく、世間の目は冷たく感じる)

障害も個性として一般に承知していただくのは難しいと思う。もっと多く社会に出る機会が必要。障がい者にもいいところをたくさん持っていることを大勢の方に知ってほしい。

障害者差別解消法といっても、実際にはじめ言われていたことは、障がい者の家族、ヘルパーさん、介護の方々の負担が大きくなっただけのような気がする。多くの人に知ってもらうにはもっとわかり易くしたところでも中々難しい世界だと感じる。

種々の集會等でパンフレット配布を行い、一般人の目に触れる機会を増やすことが大切だと感じる。

勉強会、説明会などが必要。わかりやすい資料があればいいのではないか。

ポスターにして貼る

テレビなどで実際の取組を紹介すること

問 8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

行政、施設等の窓口に周知用のパンフレットなどを設置してはどうでしょうか。

パンフレットくばりをする。

学校での教育。

虐待防止に関する掲示物は多く貼られているが差別解消法の掲示物は目にしたことがありません。いろいろな業種に掲示してもらっては
どうでしょう。例えばスーパー・飲食店・娯楽施設等。

障害者が住みやすく社会に溶け込める環境作り。障害の認知について知識が不足していると感じる。

その方によって障害のレベルが違うので、その理解をまだ行っていないといけないと思います。私自身も今の仕事につかなければ、
この方は本当に障害の方なの？と思ってしまうひともいたからそう思います。

身近に障害者がいる環境にいないと難しいと思う。

具体的にはわかりませんが、“いのちの授業”など他県で開催されていることを参考に、この世界で価値のない人などはだれ一人としてい
ないということを幼少の頃から知っておくといいのかなと感じます。

研修が必要と思います。

新聞、TVなどで

知る機会がないので。広告や研修を行うなど。

障害のある、なし関係ない地域の活動が必要。お互いを知るきっかけが大切。

差別解消、合理的配慮という言葉そのものがわかりにくい。日常の支援のあれこれについては、具体的例をもっと広報にあげる必要が
あると思う。

フラノじゃ無理

国がPRするようにする

チラシ。回覧板・インターネット載せること。

子供だけに周知をしても大人になってから障がいになった場合の説明がまったくされていないのが問題。障がいと認定されたら説明すべ
きでは？

もう少し、メディアに力を入れるといいのでは。一般の人はわからない

分かりやすい、パンフレット1枚でも配布されると幸いです。

PRしたら良いと思う

特別な取組は必要ありません。

各市町村での広報誌に掲載するなど。

現場での研修等を増やす。

わかりやすく勉強会などでおしえてほしい。

職場での講習会、勉強会を開催して職員、社員等に啓蒙していく。というやり方も一例として提案します。

分かりやすく、勉強会などでお知えてほしい

むずかしいので、覚えられない。やさしい言葉と絵で、少しずつ教えて欲しい

以前に説明を受けたが、忘れた。何度も、教えて欲しいのでわかり易い絵などを入れて説明してもらおうと良いと思います。

むずかしい、ので、やさしい絵を入れて欲しい。

障がいをきっちり理解していくことが前提だと思います。

障がい者として40年間差別され地域の学校にも行けずどう思うかと問われても…。人格と個性を尊重し合い共生できたらと思います。
困ったことがあったら声を出し、住みやすい環境を作っていくことです。

講演会があると参加しやすいです。

SNSの発信、体験談など、講演会

・メディア(TV)宣伝・講演会(体験談も含めて)

多くの人が見るようにこの法律について掲載する

広報活動

周知の機会と、学習すること。

学校はもとより、会社、企業、自治会等々、幅広い年代へ周知されるように働きかけを行う。

福祉関係者だけでなく、幅広く一般の方へのPRが必要。

施設のイメージを変える。

研修等を実施する。

研修会の実施。

福祉関連記事の取扱いを増やしたらと思います。

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

TV等を使い、積極的に宣伝する。

関係者の学校教育を（支援員へ）。学校教育での発信（一般学習）。

一般企業等に研修や周知する機会を設ける。

メディアで取り上げること。

福祉に携わる方がもっと増え、現場で働く方が多く増えることで、福祉という世界がもっと身近に感じてもらえるといいと思います。

内容を様々な場所で周知する。

テレビ等で、繰り返し、わかり易い表現で目にとると良いと思う。

研修や説明のパンフレット配布など。

障がいのある方々との接点が増えることで理解も進むと思います。

有名人に宣伝してもらう。

わかりやすく、有名な役者などでドラマ仕立てが良いかと思います。

知ってもらうだけでなく、実行できる人が1人でも増えることが必要だと思います。

差別をどのように行ってしまうかを話し合う機会を義務付ける。

合理的配慮が、事業者義務に留まっている点、法的義務が課される事で、民間事業者の差別意識が変わってくるのではと思います。

宣伝してください。

テレビでCMとかしたらいい。

定期的な講習。

講演会、勉強会等を行ってほしい。

お勉強しています。みんな仲良くなりそう。

障害の重い人も、利用できる場所なり施設が多くなると助かります。

優しい若い人が多くなっているように感じます。学校教育は大切ですね。私達世代の方が教育が必要なように自分も含めてそう思います。

私の子どもが入所している施設では周知してその意識のもと接していただいています。社会参加している方々はサポートする人が細かな説明していただければと思います。

名称、内容についてもっと目に触れる機会を多くしてはどうでしょうか。

小中学校で障害者と会える機会を増やす。TV、YouTubeなどで説明する（CMのように）。

広報活動。

広報、CM等による情報提供。

私は生後8ヶ月でポリオ(小児麻痺)にかかり、記憶によれば、一番差別、いじめを受けたのは小学校の低学年で、現在の年(69才)になっても忘れられない心の傷になっています。話は違いますが、沖縄旅行をした時、バスガイドさんが沖縄では小学校から沖縄戦の車を学校で教えていると聞き、とても驚きました。私は、小学校から障害者差別法、嫌差別について教育した方が良いと思います。現在もコロナ感染で差別を受けている方がいるとニュースで見ます。もちろんメディア(テレビ、新聞等)で周知し、皆が一人一人違って良いんだあ〜という事が普通になって欲しいと思います。

知的障害者施設で仕事をしていますが、普段の生活の中で何か法律が生かされているかわからないのでやさしく、わかりやすい言葉でしてほしい。

リーフレットを作り、人の出入りの多いところに置く。リーフレットが目につきやすい様な置き方をする。

勉強会やセミナーなどを通して、多くの人に法律の存在を知ってもらったり、福祉の施設などと連携していく。

福祉関係の仕事をしているから聞くことがあるが、一般の方にはあまり周知されていない気がする。キャンペーンや周知する期間があるとよい

立法を、健常者に知ってもらうことが大切です。障がい者が、知る事の出来ない人も多いことも、理解出来る人に知らせる必要がある。マーク、ポスター等。

学校教育他公的教育への取入れ

障がい者の法律は介護保険等の法律と比べると、認知度は低い。それは、障がい者より高齢者の方が圧倒的に多く、それを身近に感じているからだと思う。障がい者も同じように身近に感じる事が出来れば、知る機会も多くなると思う。

学校等で教科書に導入することで、子供から大人に周知してもらう

情報が受取れる取り組みをしてほしい。相手に伝わってこそその情報を。

一般者向けの講話をする。

問 8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

報道・マスコミなどの宣伝媒体からの発信

組織の長の方に理解してもらえたら会社で働きやすくなる。

若い人達が多く1人でも知ってもらう様にメディアを通して伝える取組が必要だと思います。

まず、福祉関係者の人がしっかりと理解する必要があると思う。

TVCM

福祉関係者以外への周知。

地域、一般の方への周知が必要と感じます

日頃、障害のある方と接していない方とは、知る機会が限りなく少ないと思う。メディア発信が有効。

虐待のグレーゾーンについて、どの範囲までダメなのか、判断が難しいので、冊子等も配布されているが、もっと情報提供をしてほしいと思っている。

テレビやネットなどで伝えてもらう

親の会での勉強会。マスコミ、特にテレビで取り上げてほしい(やさしく、楽しめて、わかりやすい方法で)

テレビのCMやSNS等を使う。

テレビやメディアで報道をすることが良いと思います。

メディアが取り上げて報道してほしい

テレビやメディアで報道をすることが良いと思います。

テレビ番組等で取り上げる

宣伝

CMで流す。定期的に新聞等で取り上げる

国がメディアを使って広く広報すると良いと思います。

新聞やテレビなどで、情報を発信し続けていくと良いと思う。広報も、利用しては良いのでは。

もっとメディアが取り上げて報道してほしい

あまり知られていないので、法律を新聞や雑誌などに載せる事が良いと思います。

小中学校の子どもたちだけでなく一般、

広報、新聞、テレビ等を通して周知が必要。

調査用紙が届いたのが、8/17です。様々な取り組みと書いてましたが、全く覚えていません。現場、保護者へのうるさいくらいの勉強会、本人への確認がなければ、何をつくっても同じなのでは。何、受け身になってんだよ、お前達が動けよと行政の方は思うかも知れませんね。 母代筆

くわしい人に話をしてもらい研修等をして知ってもらうことが必要だと思います。

はば広い周知が必要とされ、特別なことではないことへの理解やおりにふれて理解、共生できる様なイベントSNSの発信等。

チラシ等を活用した広報

チラシ、広報、報道、CMなどによる周知。

広報する事

もっと政府が動く事が必要と思います。

・あらゆる事業者がこの法律があることを教えてほしい。・差別的取扱はなくならないので、相談窓口へ相談することへの敷居の高さをなくしてほしい。相談しやすくしてほしい。

チラシ投函する

TV、パンフレットなどで情報を伝えて欲しい

周知方法、現在でもほとんどの人が知らないのでインターネット等で周知できる広告を流す

スマホアプリの広告にのせる。

各機関に周知文を配布し、施行された際には障がい者に関わる仕事をしている人にわかるようにする。

ニュースに取りあげてもらったり、関係各所に本を配ったり、セミナーや研修がもっとあると良いかなと思います。

学生のみでなく一般の方、福祉に携わっていない方に向けたパンフレット等を配布したり講習を行う。

各関係施設等に呼び掛け→関係者に配布

合理的配慮、不当な差別的取扱いについて、一般企業への周知(特に飲食店等)

合理的配慮は福祉現場で働く者としては、当り前の事である

CMなどで多くの人に知ってもらうようにする。

メディア放送の強化。特にYoutubeを活用し、無関心層の人が見れる機会を増やすべきだと思います。

日常的に目に入る場所に法律に関する内容を掲示する。

問 8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

メディアはもちろん、交通機関各駅などにチラシなどで知らせる。障がい者施設などには研修や講習などの時間を設ける

ニュース TVなどでの放送

講習会などが必要と思います。

パンフレット等を配布する

知ってもらって解消されるのか疑問。福祉に貢献するという気持ちが自然に周りに知ってもらえるのかなと思います。

講習、公演の場を設ける。

学校教育で取り上げるとその時は使わなくとも知識として覚えるので良いと思う。

難しい言葉を使わず、分りやすい挿絵付きで

先日町の自立支援協議会で差別解消法や合理的配慮についての研修会が開催され、当事者の発表もありわかり易かった。このような取り組みは有効だと思う。

高収入のB型就労支援が有るといいのですが

キャンペーンイベントなどをとおしてこの法律を一ぱんの人にもしてもらいたい。

テレビ等でもっと周知していくのが良いと思う。

積極的な宣伝活動

実感があまりないので、多くの人に知ってもらうような提示方法が必要かと思います。企業や、関わりのある関係機関への情報提供や研修会が良いかと思います。

TVなどとりあげる

其々、各接客業に関わる店舗に必ず障害者差別解消法認知度という制度があるという事を解かしてもらい店内に1枚はラミネート加工を施してはる。

不当な差別的取扱いとならぬ様、社会的障壁が早く取り払われる為には、国や道、各自治体が真剣に指導しなければと思う。

もっと勉強会をやるべきだ。

なかなか言葉でも表現できない人々への調査はむずかしい 行政〇、福祉関係者、教育関係者のつくしやまゆり園の事件後の取組を具体的に新聞等に出してほしい

メディアに広く報道してほしい

研修に参加

ネットなどを使う。

講演

資料配付

(発達障がいの息子がおりますが)学習塾や習い事でも理解がなく、残念な思いをすることが多々あります。様々な所にパンフレット等があれば、少しは役立つのではないかと思います。

国民への啓発が必要

SNS、ホームページ、Facebookなどでの告知。

小学校から生徒間交流を活発に行い、学ぶ機会を多くする必要があると思います。

ネットなどで、より多くのSNSなどでのPR。

地道にコツコツと

施設内での説明会実施

インターネットによる広報活動

公の場でのアピール

障がいのある方達の集う場だけでなく、いろいろな所にチラシ等を使い、ひろめるなど。

メディアなどで取扱う。

未だに認知度は低いと感じます。TVなどの広告を利用し浸透させていくと良いと思います。

地下歩行空間などのイベントで周知してもらう

テレビのCMで流す。

対策例の周知。

子どもへの教育だけでなく、大人にも何が差別にあたるのか、具体的に書かれた冊子の配布など、障害者の特性を知ってもらう、啓蒙活動

研修や講演会で伝えるキカイをふやすくらいしか思いつきません。

私自身も名称は知っていましたが、内容を詳しくは知らなかったです。知ってもらうために、分かりやすい具体例やおびったで行うおもちゃ博等でみんなに関心を持ってもらう取り組みが必要ではと思います。

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

コマーシャル、新聞広告など周知がまだまだ必要だと思います。

国及び地方自治体が普及啓発をし、広く方の認知をしてもらう。障害福祉の業界だけでは限界がある。

各自治体の福祉課が主体となり、広報活動を進める

法律をCMで流す

より多くの方の目にとどまるようにポスターを利用する。また、端的にこの法律の内容を各などの工夫が必要。

・ポスター等により広め人に興味を持ってもらう。・興味を持って頂いた方向けのセミナーを開く。・必要とされる方に向けて、情報を発信する。

いろんな媒体を使って周知していくこと(TV、ラジオ、新聞、ネットetc.) 目にする機会を多くしていくこと

各メディアを利用する。

国民に知ってもらうためにわ行政の考えでなく国民にそった考えでないと調査してもむだ今までの例をもとにするのならまだしも何にも考えた調査でない

法律の存在を知っているかどうかの調査ではなく、具体的内容を社会全体に認知し、このような法律があるということを効果的に発信してもらいたい。

障がいを持つ前に色々勉強して病院で助手をしてきました。とても必要な事だと思います。子供の頃から、多くの人を見て育ちました。大きなきずもうけましたどうかきちんとした教育をさせてください。

私はなるべく買い物も子供の事知ってもらうのに一緒に連れて行って人に知ってもらおうと思っています。なかなか障がいのある子を外に出すのは難しいのかな？

講習や研修に実施等。

DM郵送が必要。

ポスター、チラシ配り、記事書き(新聞)、テレビのCM 等等……

広報活動(法律を知ってもらう事も大切だが、障がいの事も大切)自治体や、民間事業者、病院等に対して対応時等のマニュアルを作成する。

動画にして配信する。

市町村単位等で一般の人に向けた講習会等を広めてはどうかと思う 常日頃、障害の有る方とかかわってる人には認知されているが視野快適に認知は低いので個々が障がいのある方がどの様に生活しているかを知ればこの方の認知が広がると思う。

テレビやネットなどで、宣伝する。

貼紙や宣伝活動 消費者雇用で働く方々の社会進出

時間を作る(話し合う)

ネットなどで広めるといいと思います。

町の福祉や行政が発信してほしい

各地域や施設、公共の場などに広告を配ったり、ポスターを貼ったりする。

学校教育にも取り入れられているということで、今後、さらに広まっていくようにと願っています。

駅などに障害者差別解消法についてのブースがあれば興味や関心をもってもらえるきっかけになるかと思っています。

色々な人が目にするような場所(バス、地下鉄等)の広告を貼る場所や携帯やテレビのCM等を利用して発信する。

・TVなどのCMで (ACジャパンの様な)、わかりやすい内容で広める。・役所からの郵便物(税金、国保、年金など)の中に、チラシを入れて読んでもらう ・広報誌に定期的に、関係ないようなコーナー欄を設ける など。

TV、CMでの紹介

小中学生のうちに、周知するのは良い取り組みと思う。成人後は、各職場での周知も必要ですが、ポスター等での周知が適切かと思えます。

「手をつなぐ育成会」の研修会などにこのようなことを題材にして下さい。特別支援学校の父兄などにも周知されることを願っています。情報を知ることが大切だと思います。

行政を含め公共に係わる団体、企業が理解をしていないと思います。メディアを含め、広報の有り方を考えた方が良いと思います。

障害のある利用者に接する機会を増やす事や参加しやすい研修があればと思います。

国民一人一人の意識の改革が必要。障害者の不自由さを知る取組が必要。

各地で勉強会などで知ってもらう。(障害者も一般も)

もう少し障害者の気持ちを知ってもらいたい

CMでほうえいする

早くどくりつして免許取りたい。母のおてつだいをした。(父が5月に亡くなった)母は1人です。たすけあいしていきたい

問 8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

ポスターを作成して周知すべきだと思います。

国からのてっていな呼びかけ！！

もっともっと、まわりの方に、広める！チラシなどで

講演の充実

パンフレットを置く場所を増やす。

テレビで取り上げや、市町村での取組をもっと強い物にしたら良いと思います。

普及教育（新聞、テレビ等）

メディアの力を使う。

この法律が何年か前に出たという事自体におどろいている。福祉関係者はもちろんの事、本人自身も当然の権利として勉強をして役立てて欲しい。

難しい事ですが、まず障害者の方と接して貰いたいと思います。それは何かのイベントでも、何でも良いと思います。只、法律だけをかかげるのでは無く、国を動かしている人達をもっとアピールするべきではないでしょうか。

法律だけでなく、所属する施設の役割を含めて地域活動の機会に参加、啓蒙していきたい。

利用者の方にもう少しわかりやすく説明しないと今後も難しいと感じます。

・福祉施設に、障害者差別解消法の説明をした文書を送る。・特設サイトのようなものを作る。

行政が主導して取組べきかと思います。

雇用主に障害者差別や合理的配慮について具体的にどういうことかをもっと知ってもらえるような取組。

周知活動が足りないのでは一。

市町村の広報に定期的に掲載する。

セミナーや研修時、関係機関へこまめに周知していくと良いと思います。

公務活動の拡大と、周知が必要と思われます。

一般市民に向けた取り組みは難しいと思われるため、取りあえず自治体や福祉施設において、職員を対象とした対応要領を作成することが重要と思われます。

研修で周知する。

広報活動する。

虐待防止や、不適切ケアに関する意識をより多くの人にも理解していただけるよう、交流の場を多くできるといいと思う。

法理自体、知りませんでしたので何とも言えません！

テレビコマーシャルなどで知ってもらう。

宣伝などでアピールすること

メディアの活用、学校、施設で勉強会等を行う

市民に丁寧に説明してください。

新聞の家庭欄等に掲載していただければ、理解が深まると思います

CMとか、テレビ局で取り上げてもらうとか。

施設内の総会等で何度も説明が必要です。

必要でしょう

広くニュース等で

PRしてもらいたい

ニュース番組で取り上げてもらったり、新聞に掲載してもらうなど、定期的に行ってはどうか？施行されてから見聞きした事がありません。

TV、インターネット、ライン

その人がこれからどのようにして生きていくのかわからないまま終わるのでなく、どうしたいかによってみんなに知ってもらった方がいいと思います。

親にしかわからない。

各自治体でもっと積極的にアピールしてほしいです。

障害者差別解消法が今一つ衣がついていないと思います。粘り強い啓発が必要だと思います。

ハード面というよりは、人それぞれのモラルが大事になってくる。より小さい時から、よりよい教材をつかい差別意識をもたない教育が必要。「違う」ということに対する認識を培う教育が必要。

精神科病院に入院しているというだけで、管理会社から賃貸アパートの入居を拒否されたことがあります。そのような差別の撤廃を行政主体となって根絶するよう権策をお願いしたいです。

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

もっとポスターなどで広める、など。

各事業所の当回事者にも知らせて欲しいです。

どんな事でも知ってもらうためには興味を持ってもらう必要があります。なので、TVのCMで、面白い物ができれば、みんなあのCMは何だろう？と興味を持って、法律の認知度も上がると思います。

インターネットとかに広告とか出す。

テレビで理解してもらう

就職先の職場では、はじめにオリエンテーションのようなものを受ける事が多いと思いますが、その際に、この法律について触れるべきだと思います。

今のままでいいと思います。

日本国内だけではなく、近隣の外国とも同時に行っていけばいいと思う。

新聞等、メディア利用

発信媒体の多様化

TVや新聞などを聞いて

SNSなどを活用し、なぜこの法律が必要なのか、この法律があることで、どのような利益があるのかをまとめて発信していく等。

学校へのとりくみや、成人の人には障害者と関わる機会を多くもってもらうことが大切だと思う。

実際問題になっていること、おかしいことを周知し、法律に関心をもってもらう必要があると思う。

啓発活動はもちろん、インターネットの活用を力を入れていけば良いと思います。

メディアを使った周知

CMを利用する。

インターネットやメディアへの働きかけ。

メディア等への積極的な働きかけや障がいに関心がない人への働きかけ。

興味の無い人の目にも止まるようあらゆるメディアを活用する必要があると思います。

わかりやすく砕けた説明も必要かと。興味のある人は多少むづかしくても調べるものです。興味のない人の記憶にいかに残せるかが大事だと思います。

公的な機関では、法律によってある程度の障害者差別に関する意識が高まるが、一般レベルではモラルに委ねられるのでしっかりと罰則を持って対応が必要だと思います。

メディア、動画を利用する。影響力の強い人からの発信

メディアからも周知。

いろいろな人が障がい者の方との関わりをもつこと。

ACJAPAN等のCM活動。

利用者様と接して利用者様の気持ちを感じてみる。

障がい特性に応じた転種の事例を公表したり、企業の中でどのように特性をのばしているのかの実せん報告などを聴けるような研修会、当事者からの声が届く受付窓口の充実など。

自分も受けて知ったので講習をして頂きたい。

マスコミの利用

福祉就労事業所の転負によくわかってもらいたい。

福祉事業所によくわかってもらいたい。

教育の一環として幼少期から学ぶといいと思います。

各々の職場でどのようなものか説明する。

ロゴやポスターなどで周知

自分の周囲の人々には周知された事なので。道路、ほ道の整備など必要に感じています。

障がいのある人が地域（学校/幼稚園など）で生活することができるよう考えていく場があるといいなと思いました。

学校教育や社会活動において差別解消に向けた取組を進め、同法の主旨について周知を図っていく。

くりかえし、学習、けいもうしていくことが必要。（特に教育関係で）

子ども向けの番組でわかりやすく伝える。

TVCM,YouTubeの広告などいろいろな人が触れるもので、制度の紹介があるといいと思います。あと学校の教育教材の1つとして取り上げるのもいいかと思っています。

パンフレットの作成。

障がい児者の社会生活における待遇を広く伝えること。

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

保育園や幼稚園、こども園にも周知があると良いのかなと思います。(前年度までこども園の勤務だったため)

一生けんめいに仕事をこなし、だれとでもせつする事。

行政の積極的な周知活動。

TV、新聞等広く多く目を向けてもらえる様にする。

より多くの場所での内容開示をしていく。

TVやネットなど多くの人が観るメディアを活用した周知が必要だと思う。

SNS活用

メディア、SNSによる発信

啓蒙活動や研修会などを数多く行う必要がある。

調査をひんぱんに行って周知したらよい。

発信し続けることだと思います。

定期的に講習会などを開いて認知度を高めて行く。

関係機関による冊子等の発行で周知を試みる。

冊子配布、ポスター添付、学習会開催又は障害者が講師になっての講演会、市のイベントなどへの障害者参加の促し。

広報で周知すること。

授業等でのけいもう。

障がい者が身近にいて当たり前となるよう、暮らしを支える公的な支援を柔軟におこなっていただきたい。法律を知ってもらうより、本来の支援に力を注いでほしいです。採取的にこの法律が必要ではない社会にすることを目標に！

24時間TVなどで多くの人に周知したらいいと思います。

会議や、広告を入れると多くの人を知ることができると思う。

テレビで特集番組をやってほしい。

テレビでとくしゅうをやったらいいとおもいます。

TVでながす。

障がい者コミュニケーション

ぎむきょういくで学ばせたりテレビやざっしでしかかい○ば少しは広まると思います。

企業にこの法律がくわしく書かれた資りょうを送る。

テレビなどでとくしゅうをしたらいいと思う。

いろんな話し合いをして、いけんをだしあい、いろんないあんをだした法がいいと思います。

テレビ、新聞、チラシなどで取り上げる。

SNS、ネットでこうこくを作りだれでも見れるようにする。TVでショートムービを作りながす。

テレビCMする。

研修会やイベント等で

小中学校だけではなく、高校、大学等の授業でもとり上げ、周知していけば良いのでは？また福祉関係の研修でも基礎知識としてとり上げていくべきだと思います。

広告などで積極的に知らせる。

ポスター等の配布、掲示

セミナーなどの講習会があると良いと思います。

法律の施行によって改善された事を様々なメディアで発信していく。

新聞、ラジオ等で知らせる。

テレビとかでお知らせする。

わかりませんとの事です。

ボランティアや販売時にパンフレット？などを渡して周知してもらう。

色々な人を対象にした講演会などを行う等

講座や福祉施設にて資料を置く等

障がいのある人、ない人どちらに対してもお互いに思いやりをもつ考えや行動を大切にする。

様々な場で話題にして、理解を深め合う取組みを行っていく。

若い人達は比較的障害のある人に理解がある人が多いと思います。かえって高齢な方の方が無理解なので、そのような方にも周知していただけるといいと思います。

CMやチラシを使用し周知。

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

もっと子供達に正しい知識をしってもらい、そこから親など上の世代につたわっていければよいかと…。

障害があろうがなかろうが排除や差別の思想を生む社会構造、格差と貧困の拡大をただすことが重要だと思う。

周知不足だと思う。名称を親しみやすく変えてほしい。

色々な場で話題として取りあげていく。

そうですね。法律も大切ですが、法の理念こそ広く理解されていくこと…。

障がいを持っている人々がどのようなことで困っているかを知ってもらえ機会を今以上に作るには、どうしたら良いかを話し合う場があれば良いと思います。

とにかく一般の方へ知ってもらうため、ポスティング等が必要と考える。

YouTubeを活用し、わかりやすい動画をupする。

法制度がメディアで取り上げたとしても、用心がない人には届かないと思われる。各自治体で特色を出せるように、又偏見に繋がらないような取り上げ方が必要と思います。

公共機関の窓口でのポスター、パンフレットによる啓発。

法律ができて様々な環境調整ができていないと、学校現場での指導はなかなか難しい。法律と環境調整を併行してできれば、この法律の認知度も高まると思う。

テレビ、ラジオのコマーシャルにのせる。

メディアなど大きく伝える。

障害者差別解消法をもっと具体的にわかりやすくひろめてもらい変化を感じたい。

こういった取組を全ての方に周知して頂ければ社会全体的に良くなると思います！

テレビなどでもっと取り上げる。

もっと多くの人にテレビ等で伝えていく。

多くの方法で知らせ、「当然」と思えるまで続ける。

テレビ等を活用し何度も知らせる。

もっと周知する場を増やし、学べる研修を増やす。

広報（公共）テレビの中で具体的にながしてはどうでしょうか。

テレビCM

リーフレットの配布、雇用事業へのご案内、テレビCMでの呼びかけ、学校での指導（社会を学ぶためにも、場を作り、教える事で将来につながる事となる気がする）、ドラマでの認知度を図る。

報道等による周知も必要と考えます。

差別解消法の周知にとどめず、さらに差別解消につながる教育を小・中学校から授業として取り入れてほしい。

障がい者について知って欲しい（今の状況、どうしてなるのか）多様性に関する意識を浸透。

福祉関係や講習会等でしかこの制度を見聞きした事がない。町内会の回覧や企業を通じて制度の周知を広める手立てを考えてほしい。

分かりやすい冊子などを配布してほしい。

障害者に対する個々の偏見を取り除く事は大変難しいと思いますが、1人でも多くの方にこの法律を理解していただける様努力して行きます。

講習会など多くする。

冊子を希望します。

テレビなどでのコマーシャル（啓発活動）

ニュースでもラインでもネットでも積極的にアピールしてもらいえる事が大事だと思います。

しんぶんのにせてほしい。

グループホームをふやしてほしい。

話し合いを持った方が良いと思う。（育成会）

新聞、テレビでの複数回の報道、放送。

知ってもらうならテレビでタレント使って番組作れば良くも悪くも効果はあると思います。

講演会を開く

職場での勉強会や多くの方がわかりやすい資料等があればと思います。

普段障害者と触れ合う機会が少なくあまり興味を持っていない人達の認知度を上げる為にはテレビ等の媒体の効果が大きいと思います。

インターネットやテレビでの情報共有、ポスターやパンフレットの配布。

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

TVなどを通じた広報

認知度が低すぎなため、SNSを使ってみる。

施設によって言葉とか肉体的なパワハラとか暴力を見ている。それで、前にいた施設を変えたが前の施設では今でもある。

関係者への取組周知が必要と考えます。

人に知ってもらう前に自分達も内容を分かるように勉強しないと思います。

たくさんの人に知ってもらうのはなかなか大変だと思います。興味や感心が無い人にはどう伝えても認知してもらえない事が多いと思うので、何度も調査するしか無いかと思います。大変だとは思いますが・・・。

学校教育での授業。広告、CM。

民生委員等地域のキーパーソンへの周知、地域の関係者を集めての協議会の開催、協議内容として取り上げる。

YouTubeや各SNSの活用。CMなどの意見広告。

NHKだけではなく、いろいろなメディアを通して老若男女幅広く知ってもらえる機会を作るのが良いと思います。

分かりやすく解説した紙面の発行及び配布。ニュースで取りあげる。

啓発とどんなことが差別なのかを知らせていく。

何度も何度も繰り返し周知を広め、発信していく。

周知してもらう為に、どういう風な広がりができるのか？と思います。ヘルプカードはとても良い案だと思います。我が子だけでなく、目に見えない障がいがあると知れたら何かできないのか？アクシデントでも何かフォローできるのでは？と考えることができますね。

SNSを使ったことをする。

法律が出来ても本人は理解する事が難しく、またどこにも属していない場合（障害者会）知る事が出来ないなので、全員が分かりやすく知る事が出来る様にして欲しい。

関係者への周知や掲示物だけでは興味のない方へ認知を広げることは難しいと感じます。現実的に可能かどうかは分かりませんが、テレビやyoutubeのCMなど、影響力の高い媒介を用い自然な形でより多くの人目に入るようなアピールができると特に若い世代も含めて認知を広げられる可能性があるのではないのでしょうか。

マスコミの活用

・イベントやメディアなどを利用し、単発では無く定期的な取り組みが必要であると考えます。

今後はより一層SNSなどのインターネットでのやりとりが普及していくと思われるため、インターネットでの拡散で周知していく取り組みが必要だと感じます。

心理療法の資格のを持ったかたが積極的に利用できるシステムを構築してほしい

研修や講習などの実施

この結果を国会、ニュース、新聞で取り上げる。

パンフレットを配布する

メディアで取り上げでもらうことで広く知ってもらうようにするしか以外方法は無いのでは？障害が無いマジョリティーの人達一人ひとりが関心を持つことができないと差別そのものは無くならない。正しい情報を伝えないと差別は無くならない。

周知活動が必要

各機関の研修や会議にて取り組む必要要綱として決定する事や、授業を受けることのなかった成人された方対象に理解しやすいよう、わかりやすく表記された文字や絵を使ってポスター等を作製・配布するような取り組みが必要だと考えられます。

法律の制定などについては、意識していないと目に留まらないので広告（テレビやラジオ）を短期間に集中的に流すのが良いと思う。

施設職員または家族を対象とした研修会を各地で実施するとともに、法律の名前は知っているが、その目的を理解されていない方も多くいると思いますので、決して罰するための法律ではなく啓発により差別をなくしていくことを理解してもらえればと感じます

もっと色々な人の目に触れるように広告（テレビ等）を活用する方が良い

多くの人目に触れるように広告等を活用して法律の施行を知らせる

福祉関係の仕事をしています、やはり差別的で見られることが多い。特に外出時に感じる。働いている場所が札幌で地域で暮らしていくことをやって幸せになって欲しいが受け入れられないことがある。一例として髪を切りにいった際に車いすの利用者を連れて行ったら拒否はないが店員は露骨な嫌な顔をされた。会計の際に領収書をお願いしたら障害者には出さないとされた。その店は個人の店ではなく大手のチェーン店でバリアフリーで障害者を受け入れる環境だが店員がまったくそのようなことはなかった。もちろん環境の整備はあるが一人ひとりに当たり前の空間をつくれるようにしてほしい。

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

なかなか詳しくなく、事業所に努めてまもないので障害者差別解消法の事を知りたいと思いました。勉強会なり設けていただくと参加してみたいと思います。

啓蒙活動と研修

・小中学校での授業を参観で保護者が見る機会をつくる・役所でのポスター・SNSやLINEの活用・広告・24時間TVなどで知る機会を作る など

障がい者が当たり前前に社会に存在していない現状においては、なかなか浸透させるのは時間がかかると思う。これまで実施しているような地道な取り組みを諦めることなく継続することが大事だと考える。もし、予算的に許されるのであれば、SNSや動画サイトを活用した啓蒙も、特に若い世代には有効と考えるし、将来的にもよい結果に結び付くと思う。

セミナー等をより多く開催すること。

札幌市で障害児通所支援事業所を運営させて頂いております、障害に関しては昔の認知症の時と同じ様に、国や都道府県が真剣に取り組まない限り状況は変わらない様なきが致します。こと障害に関しては制度的にも未熟で保護者様が理解するように説明がなっていない点・各地域での地域マネジメント（不安解消を目的に）が整っておらず、早期療育から始まり成人になった時の生活スタイルが確立できていない現状があります。児童・成人共に支援者不足かつ生活の中で何が必要とされているかを、もう一度考えて頂けると幸いです。障害者差別解消法はとても良い取り組みだとおもいますので賛同しますが、児童の時から制度・仕組みを見直し絶対的に必要になって来る支援員の確保（成人してからの余暇にも出かけられない障がい者が多いため）生活できる施設が必要だと思います、障害児・障がい者様が安心して過ごせる国・市・地域が整った上での法律がなければ、差別は解消されない様に思います。

メディアやSNSを使った周知

教育の現場から、認識をよくしていくこと。職場での研修を義務化し正しい知識・認識を伝える。

綺麗事だけではなく、もっと現場の困りごとや事例に基づいて、実態に則した内容にしない限り難しいと思います。

罰則規定。法律である以上、守らない人には、それなりのペナルティも必要。例えば、大型スーパーの優先駐車の利用など。

明らかに、障害者が軽視され、元気な高齢者や、ヤンキー車に占領されている現実。

法律の意味を知ってもらうのに、子供でもわかりやすい解説や説明にし、講義やイベントのCM、広報などで周知が必要であればあった方が良く考える。

啓蒙ポスターにてお知らせ。

解消法の解説ビデオを作成してユーチューブなどで流してもらう。その情報を福祉施設等に広報し、施設職員や保護者などに見てもらいように願います。

福祉関係の職員なので認知していますが、世間一般に認知していないよう思われます。

広報での周知・ポスター

とにかく様々な媒体を使い、目にする機会を増やすこと。並行してセミナーや講演会、事例の公表など、直に触れる機会を設けていくことが

行政側より積極的に広報で流す・マスコミ等でも取り上げてもらうなど

学校の授業で年に数回学ぶ（出来れば障害福祉全般を）。企業での研修の義務化（年2回くらい）。

障害者差別解消法を学ぶ上で、必ず出てくる課題に「相模原障害者施設殺傷事件」が取り上げられます。この事件のように一人でも多くの方が障害のある方について理解をしていただけることを心から願っています。そのためにはたとえば、パラリンピックのようにスポーツを通して理解いただけるなど、いろいろな取り組みが必要と考えています。

・広報さっぽろでの継続しての掲載・自治体への協力・研修開催時での周知・義務教育課程の中で児童に対して行う（未来への融資）

障害者差別を解消するために、関係者が話し合う場をつくり、互いに「顔が見える」関係ができれば、互いを理解することができるのではと思う。障害のある人もない人も共に暮らせる地域づくりをし繋がりをもって暮らせる世の中にしてほしい。

学校や福祉施設以外での周知が必要だと思います。周りに障害を持った人がいない環境にいる人たちへの理解がなかなか得られないので、そういった方たちが少しでも興味や関心を持ってくれるような周知の仕方がなにかあれば聞き流すだけではなく、法律や障害者の方たちについての理解を深めるきっかけになるのかなと思います。また、イベント的なことでも障害者の方の社会参加がもっと進んでいけば他人事ではなく自分の身の回りのこととしてたくさんの方がこの法律のことについて考えてくれることになるのかなと思います。

障害者差別解消法の普及、啓蒙運動を積極的に取り組み、身近に感じる事で国民の障害に対する理解が得られる一歩になると思います。

生活の場では、まだまだ認識されていないのではと感じる。分かりやすく身近な言葉で、そして私たちの生活に近い場所での啓蒙活動が必要ではないかと感じる。

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

過剰報道にならないよう配慮が必要ですが、メディアがすすんで取り上げていくなど、様々な情報発信機関を通じて広めていく必要があると思います。法律施行を機会に、法律の内容と障がい者の特性について知る機会が増えていけば、共生するためのヒントにつながるかもしれません。

障害福祉差別解消法の内容に基づいた研修を、事業所管理者の必須研修とすることで多くの人に広く知れ渡ることが可能になると思います。

障がいを持っている方ということに特化するのではなく、世の中にある差別、偏見や逆に特別扱いしているものにフォーカスをあてたCMや行政広報誌等（札幌市であればを広報さっぽろ）で周知していくことが大切かと思えます。若い世代よりも、中高年の理解を進めていくことが大切に思えます。

パンフレット等目で見えるものがあればより多くの人に知ってもらえると思います。

まだまだ都市部では、障がいのある方の理解が乏しいと感じる。例えばグループホーム建設では地域住民に対して丁寧に説明会をしても、大きな反対運動もある所もあります。そもそも、少数者のグループホームを開設するために地域説明会を要求される所が、まず差別にあたると感じています。差別とはどういうことなのかを深く知ってもらうために、詳しくテレビなどのニュース番組で報道されるべきではないでしょうか。

テレビの情報番組などで特集を組んでもらう若い人に知ってもらうためには、流行りの芸能人、お笑い芸人、YouTuberから発信してもらう

職員や担当者へ、わかりやすい解説の冊子などを1人ずつ配付する。

障がい者差別解消法について、現場のスタッフに確認しても知らない方が多かったため、研修等にて知識の取得が必要なのではないかと思います。

一般の方、日常に障害者の方と接することのない方にも身近に感じる、正しい知識として知ってもらうには、日常的に触れ合う機会が必要だと思います。例えばイベントの開催、ドキュメントでメディアで放送する。感じていただく。

コロナウイルス感染者への差別や偏見が身近にあることがクローズアップされている昨今なので、障害者差別解消法など法整備の必要性について理解されやすい意識醸成ができつつあると考える。法整備も大切ではあるが、少数派の方の人権を尊重・多様性の尊重という基本的な考え方について共通理解と思いやりのある社会づくりについて考える機会があればよいと思う。

1.長期間のポスター。2.内容が数回にわたって新聞で紹介されること3.学校などで、カラー1枚もので、大きく分かりやすくしたもの、配布

親に知識がないので、すべての職場での障害について理解してもらう為の役員クラスに啓蒙活動が大事になる。子供は親を見て育つので親が差別的な言動をすることで子供の意識も差別的になると考えられる障がい者について、特別支援学校だけではなく、すべての小学校の授業に取り入れるべき障がい者にだれでもなりうること、身近なことだということを認識させることによって差別ではなく協力しなければならないと感じてもらわなければならないことが必要である差別と誤解している言動が差別となっていることをわかってもらうことで、いじめ問題の改善にもつながることになる

マスメディアなどでの訴え

子供たちへの周知として、学校の教育課程において「障害」や「多様性」を学ぶ授業を設けたら良いと思う。「障害者差別解消法」という法の告知だけではなく、「障害者」を取り巻く現状を正しく伝えなければ、本質的な問題解決にはならない。

草の根。どんなに平等であっても感謝を伝えないと一般の方の心にはとどまらないと思う。

建物の所有者に対しても同じだと思う。

・インクルーシブ教育・障害者が地域で当たり前生きて行くこと、生きやすい環境や制度作り設問とは関係ありませんが、【1】の質問の回答に「その他」などの選択肢を入れてはいかがかと思えます。障害に関わらず、マイノリティの方々に対する配慮に欠けることが、差別が消えない一因と思われれます。

福祉関係者以外の一般住民に知ってもらうような取り組み。

周知用パンフレット、リーフレットの作成配布

地道に周知活動を続けて行く。

若者がよく見るテレビ、ラジオで取り上げる。

障がいを持った人もそうでない人も平等に生活ができるように色々な職場で、簡単な作業をやってもらう障がい者枠を設けたり、学校などで、障がいを持った子達の学級と普通学級の子達ももっとふれあえるようなイベントを儲けたりする。※もちろんその時にその法律について、しっかり説明をして法律について理解していただくことが必要。こういう活動を通して少しでも法律について知っていただくことが必要だと思います。

実際に障がいを持った方と関わる機会があると理解が深まると思えますが、障がいの程度によっては、知らない方と関わるのがご本人の負担となる場合が多くみられるため、難しいところだと思います。

マスメディアやyoutubeなどとのコラボ企画

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

少なくとも多くの市民が感じる（感じられる）社会インフラ環境を整えるべき。スーパーなどで隅に置かれている車いす、電車のホームで利用するエレベーターが遠くにあり一般人よりも移動距離が長くなる等々、まだまだ不十分です。

テレビやネット広告での周知。交通安全講座のような、ドラマの制作。

福祉職員として参加する研修会などでテーマとなることはありましたが、関係者へのPRだけではなく、もっと広く一般に広報していく方法を検討したほうが良いと思われます。賛否両論いろいろ出てくるとは思いますが、それも含めて、広く議論されるような広報を展開すべきかと思います。

福祉施設や事業所への具体的な周知・啓蒙が必要かと思います。

従事者や保護者に向けての研修会の際に、改めて周知していく。各事業所や施設において、保護者やご家族・ご本人にも理解しやすいようなポスター等で啓発していく。

メディアでとりあげる。ニュースだけでなく、ドラマや映画などで。

TV等、メディアで放送してもらう。各自治体の地域の回覧板などに掲載してもらう。地域での活動。ほか

なにかしらの方法で、関係機関に周知すること。

差別や偏見という言葉をよく聞きますが、どちらか一方に依った考え方に感じます。（障害者より、健常者よりのような…）どちらかだけを守る物言いではなく、お互いを認め合う状況になるようベストを尽くすことが大切だと思います。

各メディアを通しアピールする

テレビやSNSでの告知、啓発活動が必要だと思います。

差別にあたることは何か？そもそも何故ダメなのか？根本的に差別や障がいについての認識が劣る方が大多数だと感じています。福祉関係者や専門家が理解していて当然。学校や職場で講習や授業で行うのは大いに賛同できるが、果たして理解は？自身の身になっているのか？現在の方向性に期待している。が、今も昔も周知理解を続けることしか手はないように感じます。

メディアの活用

親族に知的障害者の方がおりますが、これとって特別な理解はありませんでした。あくまでも家族であり、差別的な思考がそもそもなかったのです。数年前にご縁があり、福祉に従事し初めて気が付いたことが多くあります。実際に障がいの方と接する機会が無ければ、知ることはできないと思います。又、友人や家族にならないと理解することは難しいと思います。福祉従事者の中にも理解できない方が多く見受けられます。なので、障がいの有無関係なく、多くの方が親密になれる機会があれば自然と他者に優しく接することができ、差別がなくなると思います。そのためには一般の方ではなく、著名人の方の力を借りてイベントを行うことが有効だと考えます。

池上彰さんの番組で取り上げてもらい、噛み砕いて解説してもらう。

法律に関する啓もう活動が必要と思う。

この法律を理解している方が障害福祉に携わる方が大半だと感じておりますので、障害に携わらない方や一般企業向けにアプローチする必要があると思います。

業界に入るまで障がい者と接する機会がまずなかったように思います。もっとメディアによって周知するとともに、法律や、その法律で守られる立場の人たちのことを理解できる世の中になる必要があると思います。

障害者について考える機会は、普段障害者に関わる機会がない人にとっては皆無です。たとえば障害者に関わる報道があった場合に法についても触れてもらうよう、マスメディアに周知するべきだと思います。

一般社会において、理想と現実のギャップがある中で法律だと認識しています。例えば、障がいを理由に雇用を断ることができない。となっていますが、障がいを理由に業務を行うことが難しいことも考えられます。その線引きは現実的には難しいと感じます。この法律の意義自体は大きく感じているのですが、その理想を実現する為に必要な施策という面ではまだまだ課題が山積していると認識しています。法律の周知啓発。ということに力を入れるのではなく、どのようなところがボトルネックになっているかを検討し、新たな施策を検討頂ければ幸いです。

障害者を含め皆さんが相手を理解しようとする思いやりの心を持つことが必要であると思います。そのうえで、テレビでもネットでも方法は何でもよいと思いますので、この法律と実際の障害者また、その人を取り巻く人々の状況を周知して頂ければよいのではと考えます。

福祉を仕事にしている人達は、これを知らないと仕事に差し支えるので各々で調べると思う。当事者達はTVやニュースを見ても理解できない人たちも居る。例えば受給者証の配布時に分かりやすく要約したパンフレットの様な物を入れれば目に付くので、理解の度合いに差があるにしろ当事者全員が目にするにはなると思う。一般の人は障害がある人に対して、全く興味を持っていない人が多いと思う。この場合もTVで放送しても興味が無ければチャンネルを変えるなり、そもそも見ていないということになると思われる。一般の人でも必ず目にするようにパンフレットを配布するなりして、そこに一目で興味を引けるような工夫をしていかなければならないと思う。がかなりハードルが高いと思う。

子どもだけでなく、企業等一般社会に広くPRすべきでは。

問 8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

広報などの媒体を通す、かつ、様々な施設に資料を置く等。

差別をしている実例や、障害を持つ人たちに対して無意識に差別行為をしている事が多い事を気付かせる為に、具体的を示して反面教師とさせる等の広報を、単発ではなく常時していく事が必要。法律を言葉だけで理解させるのは非常に難しいです。

障がい者施設や就労支援事業所などに内容の資料を配布したり、行政の説明会を行うことで、認知度が向上されると思います。

当所利用の障がい当事者の9割が知らないと回答し、施行前との変化も感じていない。これは当所の周知不足が第一の原因だが、当事者達にとっての社会の小ささも感じられる回答だった。『ならば彼らの社会を大きくしてやればいい』などとは様々な事情から安易に言うことはできないが、自治体の一勢力として障がい当事者のグループを作り上げることに意義を感じる。その過程でこの法律が作られた意味も思い知らされることになるだろうが、声も上げられない現状ではいくら行政が張り切ったところで誰にも伝わらないと考える。なぜなら彼らを差別する側は彼らのことを何も知らないし、知る機会もほとんどないからだ。より多くの人に知ってもらうのも当然必要だが、彼らの声を拾う為にもそんな勢力造りにも手を貸して頂きたい。そして学校の社会科見学などで訪問するなど、直接彼らと触れさせて欲しい。当事者達にとって知らない人たちが大挙するのもまた負担ではあるが、双方にとって良い機会ではないかと信じる。

メディア等で積極的に啓発活動を行う

施工時に比べ、障がい者への差別的な風習は緩和してきたと思います

色々と考えてはみましたが明確な答えは見出せませんでした。そもそも我々一般人が考えるものではなく国として考えるべき内容なのだと思います。法律を知らない人も多いとは思いますが、法律を知っている人がどう対応していくかということの方が大事であると感じます。

テレビニュースやワイドショーなどテレビで取り上げられることが有効だと思う。

就労の場を提供する事が一番ではないかと思えます。就労と云う目標があれば希望が出来ます。地域へ出て行ければ色々な人に出会い、色々な事を体験できます。失敗も成功も経験できます。仕事を通して本人以外の方々にも障害の有無と仕事出来る出来ないは違う事環境次第で同等またはそれ以上の能力を発揮する事が可能な事を周知できるのではないかと思えます。是非 就労の場を広く提供して戴きたいです。

関係行政職員、家族、当事者については理解が進んできていると考えるが、行政一般職員、企業団体、一般国民、地域住民の認識はほとんどないのが現状です。当事者関係者にかかわらず、すべての人々に法律の啓発活動を継続的に取り組むこと、さらに関係障害者施設等関係団体、企業などへの講習会開催などを積極的に取り組む必要があると考える。

TVで特集

メディアなどに取り上げてもらったり、通信のような配信をしたらいいと思います。

具体的に官公庁や企業などで対応しているところであったり、掲示物で啓蒙する等があまり見られないので、一般的には浸透していないように感じている。その為、買い物先にポスターを掲示する等小さなことから始めていって、一般市民が目にする機会を多くしていってはよいのではないかと考えている。

TVニュースや番組で、わかりやすい説明があると良い。

地道な努力。当事者からの発信。

専門職の中では情報として浸透していることだと思いますので、広く一般市民の方に知って頂くことが大切だと思っています。町内会などでPR出来る場所などがあれば便利かとも思います。

●駅などへのポスター掲示（貼ってあるのを見たことがない）●パンフレット配布（配布しているのを見たことがない）●ご自由にお持ちください（どこにあるのかわからない）●電車の中刷り広告のようにポスター掲示（電車内で見たことがない）●バスの中刷り広告のようにポスター掲示（バスの中で見たことがない）●町内会広報誌などと一緒にパンフレットを配布（町内会で配布されたことがない）●TVCM、公共広告機構（テレビでの広報活動を見たことがない）●ユーチューブなどでの法改正後の概要を告知（ユーチューブなどで見たことがない）●ツイッターやインスタグラムを活用して周知徹底しますか？（私は見たことがない）●ポスターや川柳や俳句や標語を募集して優秀作品を表彰するなどの内容を学校や企業や職場単位にまで告知（職場への依頼、作品募集を経験したことがない）

我が子は重度の知的障害と自閉症なので社会とのかかわりは薄いです。知ってもらうには、障害者施設のをもっとオープンにして、障害者と健常者が一緒に参加できる行事が増えていくと良いかもしれません。が、障害者にとっては環境の変化が苦手だったり、音に敏感とか、じっとできないなど難しい問題もあって、中軽度の障害者しか健常者と関われないのが現実です。難しい問題ですね。

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

1、メディアとタイアップした特集プログラムや記事。2、マスメディアに取材依頼をした上でのイベントの開催(WEB上でOK)
3、A C Japan制作によるCMOA 4、一般小学校、中学校(普通級)での特別授業ツアー。(従来の教諭が行うものではインパクト小なので、外部講師、タレント起用による全国キャラバンツアーによる特別授業又は教室内電子黒板を使用した、サテライト授業を外部講師やタレント等が行う特別授業) 5、法人会が国税と組み、小学校での税務教室を開催しているが、同様に、障害者福祉協議会や団体職員の中で、講師になり得る方を育成し、主要都市に最低1名を配置。その講師による定期的な地元小中学校の訪問&特別授業の開催。

この法律があることによってどう障害のある方の生活や仕事に変化が見られるか実感として感じていない人も多いため、当事者からの発信ではなく企業に積極的に発信していただき一般の人の目にも届くようにすることや好事例を増やしていくことなどが必要かと思えます。

じぶん、ほんにん、みうちのひとたちとかが、そういう立場になったときのことを、かんがえてほしい。どれだけ、じぶんが、えらいのかとか、いいなくなる。ひとは、だれひとり、完璧ではないし、機械でもない、人として、無差別なく、対応してもらいたい。体や病気などで、精神的に、やられたり、病気などで、体や病気をもっていたり、しんたいしょうがいしゃになったりするって、いうことを、きちんとかんがえて、そのひとたちに、たいしての、仕事の負担をなくすようにしてもらいたい。

テレビとかの、CMで、流すのは、良いかな?と思えます。

マスメディアによる報道特集や、障がい者ユーチューバーの特集など、全世代が目につきやすいモノを利用し啓蒙していく事が望ましいと考えています。

テレビ等の公共広告などを使い、広く周知すべき。

大きく国や北海道では周知してくれていますが、地域的な市町村からの周知が足りず、地元の町民がどれだけこの法律を知っているかわかりません。

テレビや新聞広告への掲載、ホテルや公共施設などヘリーフレットの掲載など。(これだけでも足りないと思えますが)

「障害者」や「特別支援学級」などに所属すると負のレッテルが貼られる事がある。健常者と障害者が日本人と外国人のように明らかな違いのように取られる。でも本当は知的障害も精神障害も身体障害も難病も健常者も、皆同じ人間でただの「その人」なのだが全然別物のように扱われ、見られる。顔が一人一人違うように病気も障害も特徴も違って当たり前なのだけれど。障害者は「可哀相な人」なのだろうか。どこかでひげ目や負い目を感じながら生きているのは社会の見方が障害者を別物に扱っているからだろうか。人生の途中で障害を得ると絶望する。違うカテゴリーに入った気がして。そのカテゴリー自体制度上の必要性もあるのだけれど。命は生まれた時に世界の全てから祝福されている。それは死ぬとき迄そうなのではないだろうか。犬や猫は障害を負ってもひげ目や負い目は無い様に見える。人間だけが自他に対して卑屈になる。

テレビのCMを活用し、リアルに分かり易く表現すると認知度が上がる。

メディアの報道

より具体的な事例などを示しながら広報活動を行ったらよいと思えます。また、子供たちにしっかり「差別はいけない」ということを教え込むことが必要です。障がい者の差別のみならず、いじめの減少にもつながると思えます。

この法律を多くの人に知ってもらうには今の時代SNSの時代YouTubeなどでチャンネルを開設をして分かりやすく説明などをアニメみたいにアニメーションに(1本の動画を3分や5分の動画など)すると障害者や健常者問わず分かりやすくしてもらおうなどしたほうが日本に限らず国の人達にも共有や共感などをしてもらったほうが良いと思えます。

それを差別と感じずに障がい者と関わっている方々に、具体的な事例を周知するとよいと思えます。

自治体の広報誌に北海道からのメッセージとして短い記事を載せる

研修会の開催など良いかと考えます。

行政の強力な動き

テレビ等での広告

学校の授業の一環として、その年代にあった教材を使用して、学ぶことを義務付ける。障がいをもった方々が集まる場所での勉強会の実施。テレビなどのメディアへの働きかけ。行政機関にわかりやすいパンフレットを置き、障がいの更新手続きの際に説明する。多くの方に知ってもらうことはもちろん必要ですが、障がいを持っていない方々はなかなか持っている方への理解が進んでいない現状があると思えます。法を理解したうえで、自分たちに何が出来るかまでをトータルで考えたり、学んだりすることが必要だと考えます。

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

以前から考えていることですが、当たり前の取り組みでは関係者や興味のある人しか知ろうとしません。現に4年前に一度、障害者差別解消法のシンポジウムがあり参加したことがあります。会場には当事者、家族、支援者など俗に言う「関係者」しかいなかったと思います。もちろんその関係者の人たちがより知ることより声を上げることは大切なことを前提として本当に改善されるためには現在関心のない人たちに波及させる必要があります。すでに「関係者」という枠組みで考えることができる人たちは恐らくほとんどの人が「差別をしない」という認識があると思います。(残念ながらそれが足りない人もいかもしれませんが)「これも差別にあたるの?」と多くの人たちが認識する必要があるのだと思います。話が拡大しすぎですが、そのためにはドラマや雑誌などメディアの力が必要だと思います。そうすることで、まったく興味をもっていなかった人たちも関心を持つようになるのではないかと思います。もちろんこれだけではありませんが要は誰に向けて何を発信するかを効果的に行う必要があるのではないかと思います。

CMや広告等、メディアも活用してはいかがでしょうか?また、市立小中学校特別支援学級などの先生が障害の知識や対応を学んで欲しいです。

地域での偏見を無くす為の啓蒙

実例と見たり聞いたりしたときの対処、連絡先や相談先をわかりやすく映像で見る機会が増えたらいいと思う。

取り組みを義務化して監査する必要があると考えます。

もっと宣伝する

障害者の活動の場や相談出来る人を増やすこと。遠回しだが自分たちの生きる姿を見せることが重要。

この法律が成立したことが大きな進展であり、一朝一夕では法に基づいた取り組みを浸透させるには難しいものと考えます。一般的に障害者と言っても先行するイメージは身体障害者が多くを占めるもとと感じており、まずは精神障害、知的障害、児童など障害に関するカテゴリや概念、社会的現状を知っていただき、ゆえに憲法や人権条約を障害者にも保障するものであるこの法律が必要であることを継続的に発信することが必要であると考えます。認知への取り組みとしては、やはりメディアを活用することが効果的であると考えます。多くの方の目に触れる環境がよろしいでしょうか。(入りやすく分かりやすい掲示物や冊子)また行政に頼るばかりではなく福祉関係者の我々が身近なところから草の根活動として地道に取り組みなければならないと考えます。いづれにしても法の認知度も重要ですが、まずは障害者の実情を正確に理解と認識していただくことが必要であると考えます。その他にも教育の段階から見聞きすることが更に増えると社会的な認識も変化してくると考えます。このことには我々福祉関係者が道筋を作らなければならないものと考えます。障害福祉は成すべきことがまだまだこれからという状況ですので段階的に確実に取り組んでいきたいと考えます。

【5】の活動やポスターなどによる周知活動の継続。

研修機会の増加(オンライン等)

まだまだ周知が足りないと思っています。特に高齢の方は古い習慣で、差別発言をしていること事態に気がついていません。自分が弱って来て初めて差別を理解するのもかも知れません??

社会の偏見、偏った報道?による潜在的な刷り込みなどが周知の障害となっているのかなと感じます。

学校にも配布しているのですね。つい先日、息子の通う小学校で支援学級から普通学級へ移動した子が、算数の時間にわからなかった様でその際に、わからない?また支援学級に戻りたいの?などと言われた様です。息子も何度か、その場面に遭遇しており次は自分が言われるのではないかと不安になりました。担任自らその様な発言をしているのが日常茶飯事なのに、障害者差別解消法なんて浸透するわけなければ、周知される事もないと思います。

仕事量と収入が比例していない。障害者を雇用すると会社に支給される金額は高額なのに、利用者の低賃金には、家族として頭を抱える。利用者の働いてる施設での、売上げを上げるために人材や組織が必要だと強く思います。

【3】の質問ですが、一つしか選べなかったもので、こちらで回答します。身体障がい、知的障がい、精神障がいになります。

障害者施設を運営しているので、研修などでも周知するようにしていますが、障がいのある方と接することが無い方は内容を知らない方が多いと思います。バリアフリー対応の施設が多くなりましたが、車いすですべての場所に行けるわけではありません。違反をしているから罰則があるわけではないので、もう少し法律の内容をきつくしても良いのではないかと思います。

テレビやマスコミを通じ、大々的に取り上げるべき。年配の方はテレビや新聞の情報の方が浸透しやすいと思われる。ネットやSNS等での有名人に周知してもらえるよう働きかけると、今の若い世代の方々にも浸透するのではないかと。

理解度が少ないのでさらに介助をされていてもとても乱暴に解除するヘルパー業者がありとても暮らしにくいです。やりたいこともできないという話を聞いたことがあります。どう宣伝するかはわかりませんがよろしくお願いします。

罰則などの法整備により、実行性の高い縛りを設けるべきだと考える

前提となる「障害の社会モデル」の考え方が土壌にないと浸透はより厳しいと感じています

メディアへの露出を増やす、等……?

まだ、障がい者は恥であるとの意識をお持ちの方も多く感じていますので、もう少し、情報発信を多くした方が良いと感じています。

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

福祉事業所などでは強制的に講習等名目で周知した方が良いと思います。福祉業界はそういった周知がちゃんとされていない事業所が多いと感じます。だから底辺職と言われてしまうんだと思います。

具体的な地域や学校での取り組みやその内容の周知。情報共有の機会。

日本は外圧や罰則がないと何も変わらない国、国民性だと思います。私は障がい福祉（児童）に携わる者として、感じている事として、世の中の仕組みや意識が変わっていかないと、現場のレベルでは限界があると思います。ノーマライゼーションの原理、インクルージョン、ジェントルティーチングといった理念で日々支援にあたっておりますが、職員の意識がそもそものところ。小さなことから家庭や学校での体罰が当たり前だった時代の者が、大人になってそれを理解していくのには難しい事だらけです。それを一部分（福祉の支援の現場）で勉強会等で周知していても、学校や家庭、世の中ではそれが周知されておらず、現場の職員やあるいは世の中の社会人、労働者は「やらされている」としか思っていないでしょう。社会や家庭の、経済の中心である父、母世代になるものが、人に優しく、心や経済的な余裕がないとそういった考えにならないのではないのでしょうか？これが法人の方針です、理念ですと伝えても、会社の言う事を聞き、自分の考えを捨てる（理解はある）という構図があると、そうすることが（会社の言うことを聞く）事が「社畜」と言われる世の中です。なかなか従業員には響きません。必要な取り組みがあるとすれば、まず教育現場と構造を変えていかなければなりませんね。教育委員会の見直し、PTAの見直し。すでに実行されている内容もありますが組織上の問題は全然かわっていません。次に、子育てに関する補助や大幅改革。未来の日本の希望である子どもを増やすことです。少子化「対策」ではなく、人口倍増化計画くらいしないとイケません。なぜ「対策」なのか疑問に思います。また、子どもを増やす、産む事で家計の負担にならないような仕組み、拡充が必要です。例えば子どものいる世帯は所得税免除や、自動車税免除くらい大胆な政策をしていただきたいと思います。そして、福祉や保育、教育に携わる者への所得の倍増計画（くらいあってもよいと思います）をしていただかないと、現場は瘦せ細ってきます。ただでさえ今コロナの影響で業務負担が増えて疲弊しております。障がい福祉の職員や保育士の若手の初任給をご存じでしょうか。総支給額で16万円～18万円程度です。手取りで15万円いかない方もいます。働くものの将来性を感じない、魅力を一切感じません。働くということは生きるということです。この額面では精神的な余裕すらありません。運営法人が搾取しているわけでもありません。必要経費もありますので。世の中の構造を変えていかなければ、変わっていかないということです。大胆な取り組みをしてほしいです。

求人応募の際に障害があるということを伝えた際に、「業務内容が複雑で難しいと思うので」や「受け入れる体制が整っていないので」等といった理由から、応募すること自体受け入れてもらえないことがまだ多いように感じます。そのため、応募を考えていたご本人の自信やモチベーションの低下にもつながりかねないので、応募させて頂き、一日会っていただくだけでもして頂いてから決めて頂けると助かると思っております。ニュースなどから得た、障害に対しての間違った知識や誤解から生じるものもあると思うので、正しい知識の周知（学校教育や社内研修など）を積極的に行ったり、実際に関わる機会等、まずは興味を持っていただくための取り組みが必要だと感じました。

福祉課にパンフレットが置いてあるくらいで、一般市民に触れる機会が少ないと思います。本気で知ってもらうには補助金を出したりお金を掛けなければいけないと思います。

パンフレット・ポスターの配布。

国レベルでの積極的な広報とともに、自治体レベルでの様々な媒体を利用した具体例などを紹介した広報が必要だと思います。（パンフレット、動画、SNSなど）

障がい者に関わることの少ない方々に対して実は身近に起きている事だという事を認識してもらう

YOU TUBEなどを利用して活動内容を流す

郵送でその都度お知らせする。

ただ知ってもらうためなら新聞広告等がありますが、障害者差別を解消を目指すのであれば時間がかかりますが、学校教育等を通うした地道な活動になるのでしょうか。

動画配信

福祉という枠組みに捕らわれずに、障がい者と健常者が共通して行うことが出来る事柄を探し、お互いに触れ合う事の出来る機会を多く作ることが肝要だと感じる。

保護者にも周知させるよう資料を配布すべき。

人気のある有名人などにテレビやSNSなどで発信してもらい、多くの人の目をひくようにする。

若年層向けにSNSやYouTubeの広告の利用

定期的に広報するようにしたら良いと思います。

義務教育中に障がいのある方についての授業を行う。テレビCMや動画の広告として流す。

メディアを使っでの告知の徹底

福祉従事者の認知度の向上が必要と思われる。

研修会並びに各学校関係及び所団体へ継続した研修会の実施や情報提供の充実を草の根的な活動を図る事が望ましいと思います。

問 8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

福祉関係者が意識をもつ事。

講演会を開催する

テレビや、SNSなどでより分かりやすく情報を提供していただけるといいと思います。

Eテレでお復習番組をする、バリバラとか

メディア等で頻繁に取り上げていただく。

イベント等におけるパンフの配布。

行政広報紙の掲載。

パンフレットなどにしても読むことが難しい、冊子に興味を抱かない人は大勢います。もっとテレビなどでとりあげてもらえる機会があると良いのではと思っています。

わかりません。

障がいのある方への生き生きとした一面をポスター・ビデオなどで配信していくと良いと思う。

・学校教育

様々な媒体を使い周知していくしかないと思います。地下鉄やJRに貼るとか

学校での周知を継続するとともに、障がいのある方と実際に触れあうなどの機会を通して、障がいのある方の視点に立って考える力を深めていけたら良いのかなと思います。また、最近ではSNSの流行があるため、それも活用できるのかなと思います。

定期的な講演やポスター等の広報で伝わると思います。

事業所などで、研修をひらいたりして、ひろめたり、そこから実際に、関わっている障害の人の話を聞いたりする事が必要かと思います。障害者自身も、わからない事が多いと思うので、知る事が出来るように考えたほうが良いと思います。

具体的な内容の説明を誰もがわかるようにしていただければとおもいます。

特に思いつきません。

マスコミにどんどん取り上げてもらい、この法律によって何が変わったか、違反するとどうなるかを特集してもらう。

具体的かつ、わかりやすい周知。

小さな頃から障害を理解する仕組みを作る事。

テレビなどでたびたび取りあげてその内容を周知するようにする。

まずは障害のある子の親御さん達に療育施設に通っている頃から口頭での『わかりやすい』説明が必要かと思います。

周知、啓発の継続

メディアや地域ごとに、情報を発信するといいいと思います。

テレビ等でのコマーシャルで周知。

実際に関わりを持たなければ、理解されない問題であり、小さい頃から接する機会を増やして行くことが大事かと思います。

テレビなどの目に見える場に障がい者が出てくる機会がまだまだ少ないと感じます。各テレビ局アナウンサーに必ず障がい者を起用するとか、もっと見える場に障がい者を出して、障がい者も日常のそこにあることが当たり前であると認知されることが大事だと感じます。障がい者と健常者の相互理解を深めなければ、共生社会は作れないと思うし、合理的配慮もただの優遇と誤解されてしまうと思います。

興味がある人にしか情報が入っていかないと思うので、有名な人に協力してもらうくらいしか思いつかない。

まだそれほど具体的に考えたことがない。

障害者の親でありながら無知を痛感しました。より多く、障害のある人や子供達が普通に社会に出られるようにPRする事が必要かと思います。高等支援学校の地域活動ではヘルプマークのPR活動をしました。まだ認知度が低く、ヘルプマークをつけている人が困っている人を助けてあげるとわかっていらっしゃる方もおられました。

新聞、TVでもう少し周知して欲しい

関係者には浸透していくと思われませんが、興味の無い方にはなかなか浸透していかないと思います。テレビのCMやSNSの活用はいかがでしょう

どこにどのように…お知らせしているのかも分かりませんでした。国自体がさほど障がい児や障がい者に対するの理解を示していないように感じています。この法律を国民に理解してもらおうと言う姿勢が感じられません。働かざる者食うべからず…日本人の素晴らしい所でもあり残酷な所でもあります。もう少し真剣に取り組んで欲しいです。福祉などで素晴らしい冊子を作って下さる自治体(札幌市)もありますので…参考にして欲しいです。

テレビでの宣伝

ポスターやパンフレットなどがあると良い

正確な法律の説明を当事者の方へ公的機関からの責任を持った説明をしてほしいです。

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

障害者差別が全くないとは言いませんが、自分も家族に障害者がいなければわからない事がたくさんあったらうと思っております。障害のある方と健常者では行えることも違います。よく社会活動をされてる障害者の方もお見かけしますので、その方の障害にもよるのかと思います。差別ではなく区別として、出来ることや出来ないことを周囲が理解してあげる。社会に適用出来る方はどんどん支援を受けながら仕事して頂く。残念ながら補佐がないと生活出来ない障害がある方は、施設内で作成したものを販売するなど。これまで通り出来る事を行い続けたら、いずれ理解してもらえる時代は来ると思います。コロナ前は、札幌市のチカホで時々お見かけした障害者施設で作った商品を販売してくれてました。野菜などもあれば購入させてもらえるとと思います。施設内であれば担当する先生達の仕事を増やしてしましますが、障害者も健常者もなくどんどん自分達の出来る事を行って欲しいと思います。

障がい者のいる家庭には直接お知らせするなど全世帯に届くように工夫することが必要。町の広報など見ているが知らなかった道から福祉関係施設等への定期的な配信から、利用者、保護者へ転送配信することで、認知度が高まるように感じました

障害者という表現がひとつ壁になっている気がします

障害者差別解消法は、何処で知ること事が出来ますか？

報道などにも協力してもらってみんなに周知してもらえると良いですね??学習会などがあつたら是非是非参加してみたいと思います。対象の子を持って知る親のわたしでも知らなくて誰のための制度か改めて考えて欲しいと思いますね

テレビで宣伝する

法律を知ってもらうためにというより、法律の内容(例えば、合理的配慮、不当な差別の禁止)を体現できるように、・会社、一般企業での障害者について(種類や暮らし、置かれている状況、障害による生活のしづらさ等)の研修・上記を行うための会社への経済的、人事的負担軽減策・教育場面で障害について触れる機会を作る。講義だけではなく、直接体験できるような内容で。

インターネットのCMや広告を出す

近年、障がい者に対する待遇がずいぶん改善されてきていると感じます。それはもちろん本法律によるところも多分にあるでしょう。今後、本法律を更に認知してもらうためには学校教育の中に取り入れて周知してもらう等、健常者の方々に知ってもらう機会を作り続けていく事だと考えます。

分かりやすく、周知すること。

障害のある子供がいますが、この法律があつたこと自体知りませんでした。認定をしてくださつた施設、住んでいる役所も教えてくれませんでした。ですので、認定の手紙が来るときにでも一緒にどのような法律なのかを書いた説明書を同封してもらえると知る事ができると思います。もしくは、認定を受けるときに説明してもらえると知っている方が増えるかと思っています。

人の目に触れやすいような媒体を使って発信していったらどうでしょうか。例えば、人の集まる場所にパンフレットを置く、SMSを使うなど。

もっとメディアを活用するべきである

もっと分かりやすく説明して欲しいと思います。

どのような法律なのかわからないので、調査実施の際には内容のわかるパンフレットを添えて頂けると回答しやすいです。

テレビの番組やニュースなどで、目にする機会が増えれば、理解が広まるかも

盲導犬のコマーシャルを見ます。やはり テレビのコマーシャルを利用するのが良いと思う。身体の不自由な方は 見た目でわかるが視覚や聴覚の方は苦労していると思うので 自分でアピールする物がある事を コマーシャルで提示してほしい。

今後も講演などの取り組みを繰り返し行っていく。

もっと内容を周りに分かるように周知してもらえるように何か活動があれば良い

法律の存在は知っていても、現場で用いられる場面が殆どないように感じる。障がいのある方やその家族によって「不当な差別ではないか」との問題提起や合理的配慮の要求があれば、法律がより身近なものとして浸透するのではないかと思う。

我が家は小学校低学年の発達障害児がおります。軽度の自閉スペクトラム症にて今はまだ、日常生活でのコミュニケーションにおいて不便は無いようですが、この先、社会生活を送るようになれば、周囲の認識不足も相まって、生き辛さを実感する時があるはずです。現在、私の職場にもコミュニケーション不得意にて協調性が低い同僚がおりますが、本人の自覚や周囲の認識が不足しているため、その人の風当たりが強い現状を目の当たりにしています。発達障害は表面上は健常者と何ら変わらないため、周囲の理解も得られにくく、自分で認識し、それを踏まえた適正な環境に身を置くことがなかなか難しいように思えます。目に見える障害を持った方だけではなく、見えない障害を抱えて苦しんでいる人たちも安堵できる社会へ導いていただける法の制定を願うばかりです。幼少期に早期発見し、軽度のうちから適正な支援を受け、本人や家族が認識できるような仕組み作りが必要と感じます。例えば、予防接種のように、発達障害検査を小学校低学年までに任意ではなく、必須で受けられるような仕組みがあると、社会的な認識も深まると考えます。自分が育った時代では、この子の性格だからしょうがないで見送られてしまい、私自身も生き辛さを感じながら大人になった1人です。子どもの未来の可能性を広げ、適正な支援を受けられる日本の社会福祉整備をお願いいたします。

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

みんなが見るようなテレビ番組の間にコマーシャルで流す、YouTubeで広告をいれる。

定期的に通達ください

マスコミを利用する。

難しい問題かと思われます。自分に関係が有ることをわかるように周知出来れば良いのですが……。当然、広報ほっかいどうには掲載していると思いますが、新聞に掲載するとか、各保健所保健師に、精神・障害者の訪問時等に説明を依頼するのはどうでしょうか？

大々的なアナウンスが必要なのか、モデルケースとして知ってもらう取組が必要なのか、はたまた教育の時点で触れ合う機会を増やすのか、小学校から中学校のカリキュラムに毎年組み込み、偏見や差別への抵抗をなくす取組とかはどうか。全く何も知らないまま大人になれば、少なからず特異な目で見たり、差別的な感情を持ったり、偏見だったりはあると思う。だけど小さなうちから交流や学ぶ機会があれば、考え方だって絶対に違ってくる。それが近くにしょうがいのある人がいる人といない人の違いだと思う。諸外国で良い取組を行っているところはたくさんあるので、見習ってほしい。

日常からこの法律がどんなところに効果を及ぼしているのかを記載したりすると、目に留まってより多くの人に知ってもらえるかと思えます。

アピールの必要性あり

障害者差別解消法って名が初めてなので、何かを取り組む時に名を全面的に出した方が良いです。全道の小中学校や特別支援学校に周知しても名前を出さなければ分からないので。息子が知的と自閉症を患っていて特別支援学級に入っていますが、その名を聞いたり見たりしたのは初めてです。

このようなアンケートの時に障害者差別解消法の要旨が書かれた紙面などを一緒に配布して頂けたら周知活動にもなるのでは…と思います。また広報さっぽろなどへの掲載・TVのスポットなどはと思います。

義務教育課程から教えていくべきだと思います。差別、軽視をしない。されない道徳を学ぶことが必要だと思います。

幼稚園年代から学生期に至るまで、それぞれの年代の取ってわかる文章で教材作成。学生以外の一般成人の方たちが、この法律を知る機会を増やす。(一般成人で、障がいを持つ方に接する機会がない人たちが多く、「知らないから怖い」「知らないから避ける」と感じてしまうこと自体が差別的なのかもしれません。)

行政からの情報発信をもっと増やすべき

障害者が今までどんな差別を受けてきたのかをもっとアピールした方が良い。今は障害者も同等に扱われているが、何が差別で、何が差別ではないかはっきり示すことも必要ではないか？(例)オリンピックとパラリンピックを分ける事がなぜ差別にあたらないのかなど。

パンフレット等の公報活動

テレビなどのマスメディアを利用したり、ポスターの掲示。

市の広報等で障害者についての記事はよく目にするが、法律に関しては記載されていないので付け加えることで認知度の効果に繋がるのではないかと。

大衆メディアで周知

法律の存在は知っていても、具体的にどんなことをすればよいのかわからない人が多いと思います。公共施設ばかりではなく、一般の商業施設などでも「介助犬と一緒に入れます」などの掲示物を目立つようにしてもらうことや、体のご不自由な方にサポートする従業員をおいてもらうなど、具体的に障害のあるなしにかかわらず、どこに出かけても不自由を感じずに施設を利用できるような取組が必要だと思います。また、障害者が身の回りにいない場合、自分とは遠い存在と思う人もあるかと思えます。でも、誰にでも自分の周りの人や自分自身が障害を得てしまう可能性があるということを気づいてもらえるよう、広報などで今まで以上に告知する必要があると思います。

障がいのある方に対する差別をなくしましょうと言われて言葉で理解しても、実際に差別を無くすのは難しいと思います。現在障がいの種類は多岐に渡り、目に見えない障がいの方が多く存在する中で、差別するつもりもない行為が受け取り側にとって差別に当たることも存分にあると思います。まず、どんな障がいがあるのか周知すること。そして、周りの人に理解を求めるだけでなく、自分で声をあげることができるのであれば障がいのある方自身が困り感を訴えること。そして、その訴えを聞き入れ受け入れてくれる身近な環境が必要だと思います。障がいのある方にとって、全ての人ではなく、身近な環境(家庭や学校、職場)で自分の障がいを認め受け入れてくれることを優先すべきだと思います。それが生きていく上で活力に繋がるのではないかと思います。

必須研修として、法的に義務付ける。希望がある場合、障害福祉課の職員が説明会をやってくれれば良い。

SNSやホームページなどを用いて、法律の内容を分かりやすく伝えるメディアを作成する。

テレビ、マスメディアの使用

こんなに素晴らしい制度や法律がこの国(あなたの地域)にありますと宣伝していく事を継続していく。

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

会社や企業が取り組んでいかないと世の中は変わっていかないと思います。

もっと町や市の方で動いていただくと皆が知ることが増えると思います。

もっと障害のある人への配慮や取り組みを分かりやすく広めて欲しい。障害者は見た目だけでは判断出来ない部分があるので伝えられない部分が沢山ある事を理解して欲しい。

機会と捉えて周知活動をお願いしたい。

小児の時から障がい児者が当たり前のように居て普通だと思える環境作り。家族も気負わず暮らしていけるように地域への周知。

法律の内容を何度も周知する。実際に、法律で変化した事、実感した事を当事者(家族等)に語ってもらう。

これからも小中学校、高校でも指導を続けていくことだと考えます。

わかりやすい啓発事業

ポスター、広告などで、この名称と具体的な内容を掲載する。

認知してもらう為には、もっとメディアでの公表が必要だと思います。正直な所今回この機会を頂いて初めて障害者差別解消法を知りました。色々な仕事に携わってきましたが、障害者に対する態度や言動など特にひどく、誰しもがなり得る事だという事を分かっていない方がほとんどです。ある病院に入院していた時は看護師の態度がひどく、人として扱ってもらえませんでした。医療従事者がそのような態度をとる事自体が問題だと思います。そもそも医療従事者にこの法律は認知されているのでしょうか？認知してもらう為にはニュースに取り上げたり、実体験を話して下さる方にインタビューなどしてもっと知ってもらうべきだと思います。

メディアを通じて、機会がある限り、報道していただくこと。

道がもっと広報活動をし、広く知られるようにしなければいけない。全くこの法律を知らなかったので広報不足だと思います。

差別とは何か、定義をきちんと明示する必要がある。障害者差別解消法の見直し。

まず国が動くべきかと。

地道な活動も必要だが、スポーツ祭典の冠に「障害者」とつけず、全て一緒に行えるようにしていく。パラリンピックのオリンピック化もその一つと考えます。

障がい者差別解消法の周知は、関係者(福祉関係事業所)には集団指導等で周知する機会があり、ある程度伝わります。しかし、障がい者とは縁遠い、一般家庭、学校、町の商店、スーパー、飲食店、娯楽施設等はどうでしょうか？国や自治体は通達はして、それで終わりになってしまい、結局は福祉関係者だけにしか広がらない状況と感じます。一般に広がる周知活動をもっと考えなければなりません。スーパーの通路真ん中にワゴンを置いて販売して、ロービジョンの方が安心して歩けますか？車椅子の方が、いつでも安心してバスに乗れますか？障がい者駐車場をいつでも使うことができますか？

地域の方にも広めること。

地道に続ける

SNSの活用や、地域の広報での特集など。名前は何度か聞くものの、なかなか中身を知る機会が無いです。

市の広報にて特集を組むなど。強化したいポイントをチラシにして関係事業へ配布するなど。

一般の目に止まる場所にも、情報提供する。

当事者や福祉関係者等でも知らない方が多く、より多くの人に周知してもらうには、とても大変なことだとは思いますが、知っている人が身近な知らない人へと伝えていく。各種研修会などを行い参加を呼びかける。メディア等で広める。

・差別の内容をより広範に明確に規定するべき。・単なる「解消」ではなく、「禁止」を明示するべき。

虐待案件については行政等でも冊子等で情報提供をされているが、より分かり易い資料の作成をお願いしたいと思っている。

まだ、世間での認知度は低いと感じています。もっと障害のPRをし、認知度を高める必要があるのではと感じます。

合理的配慮の提供を事業者に対しては努力義務にとどめている。事業者についても法的義務に引き上げる必要がある。

現在も講習や講演など行っていると思いますが、理解出来る人が増えるまで、継続して貰いたい。ポスターなども人目に触れる場所に増やして欲しい。

メディアを使って知ってもらうようにすると、より多くの人に伝わると思います。

周知も必要だが、障害の種類に沿った支援のありかたなどを考えていくべき。

周知の徹底

SNSの利用をする事で若者にも知ってもらえる機会が増えると考えます。

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

差別解消法や虐待防止法などの法整備は進んでいますがそれでも差別や虐待の発生は続いていると感じています。また、上記のように障がい者以外の方の差別についてもそれぞれ対応する法整備がされている中では当事者、関係者だけでなく一般の方への周知や理解を進めていくことが必要に感じます。障がい福祉課のHPでの差別解消法や北海道障がい者条例のページにはたどり着けませんが北海道のトップページに差別解消法についてのリンクがあるくらいでないと周知啓もうは進まないと思います。また、差別や虐待は心理的、経済的にゆとりがない環境が発生要因としてあげられると感じています。障害基礎年金や障害者手当、工賃向上計画など当事者の収入に対する施策で安定した生活が営めるようになりありがたいことですが周囲にいる方の収入の安定やゆとりの持てる生活設計がないと搾取の対象になる可能性も高くなり差別や虐待につながると感じます。道民全体の生活安定が図れる施策をお願いしたいです。

精神障害について、よく分かっていない学生・生徒が多いと思う。そういう事を周知徹底してほしいと思う。

広報活動

・機会あるごとにメディアの力を借りて報道してもらう。・イベントを行う。・学校関係者に主知徹底を行う。(学校関係者でも知らない人は結構いる実態である)・各関係職種ごとにでも学習会を実施するなど

全ての分野の教育で福祉分野・障害者教育を取り扱うよう義務付ける(幼児教育、義務教育、高校、大学、専門学校、企業研修、生涯学習など)

メディアから発信したり、ホームページやネットニュースから発信してもらう。

内容を知ってもらう事が基本である。周知の方法は、従来の方法以外考えてもらいたい。

法律の認知には学校、職場などでの通知だけではなく、レクチャーやワークショップの様な一緒に考える時間をつくることが重要ではないだろうか。言葉は知っていても、何が出来るか…ということが浸透していないと思うから。当事者、家族が伝えることで相手に疑心感を与えてしまうことがまだまだ多い。新聞、TVなども含め社会一般に浸透することを願う。

地域社会の中で、様々な取り組みがあるはずなのに情報として乏しい。もっとマスメディアを活用すべき。また、合理的な配慮に対するすばらしい実践例に対して助成金や補助金がでる等、この法律の理解が促進する対策や制度整備を望みたい。

・SNSなどを利用した啓発など

勉強不足もありますが、障害を持つ子供の親である私が細かい所まで知らない法律であるという事は、一般にはもっと知られていないのだらうと思います。施行されて4年ということですが、差別があったというニュースなどは普通に入ってきますので、その都度こういう法律があるということを入れていくと伝わりやすいかと思いますが、障害者のこと自体がそれに関わる人や親にしか興味を持たれないという事が変わらなければ難しいのかもしれないと思います。

家族ですら、勉強不足かもしれませんが、その法律の存在すら知りませんでした。子供の頃から、奇異な目で見られたり、陰で悪口を言われたり、距離を置かれたりして、育ててきているので、もう慣れすぎて、今さらと言う感じで、思いつきません。

具体的な取り組みとその周知。

小中学校以外にもチラシや雑誌等を使って周知する

リーフレットだけではなく、各種メディアでのアピールは欠かせないと思う。

地域のイベント等での啓発活動。各自で自発的な学習に取り組めるような周知活動。

一般の方には馴染みが薄いですね。有名人を使ってPRしてみたらいかがでしょう。その際具体的に何が差別でどんな合理的配慮が必要か例示すると良いと思います。

積極的にTVCMなど、多種多様な人たちが目にするような宣伝。

自治体発行の広報やテレビで取り上げたらいいのでは。

差別とか権利とか以前に障害についての正しい知識を学ぶ方が先だと思います。

堅苦しくないパンフレットやテレビ番組など、全く知らない人にも興味を持ってもらえるような形で周知する。

テレビCM等で認知度を高めてもらう。

テレビドラマにして見てもらうとか、YouTube。影響力のあるアーティストや、若い芸能人にコマーシャルにでてもらう。ACジャパンなど。

ポスターなど街頭で告知する。

テレビなどメディアの力が必要だと思います。施工された当時は研修会などの勉強会に参加し内容は分かりましたが時間が経過するに忘れております。当社はグループホームを運営しており利用者様が自立に向けて一人暮らしをしたいと申し出てもアパートを持つ大家様は障害者なんかには貸せないと何度も断られております。いまだに障害者は健常者との差別を受けているのが現実です。一部の障害者による事件が報道になることなどがあるとすべてがそうだとみられてしまう人が多すぎる世の中です。何かをきっかけに理解のある世の中を実現したいと思っています。

・学校の教科書に載せる・障がい者が社会に貢献してきた功績を集め、障がい者も健常者も社会の一部であるという認識を社会に浸透させる。さらに誰でも障がいを持つ可能性があることを認識させ、共生社会の必要性を周知する。

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？
リーフレットを作成して公共施設やショッピングセンター等で展示及び配布しか無い。
マスコミなどで、取り上げてもらう。
障害児を持つ親は自分で調べ学習しないといけないが何をどうしたらいいのか聞きたい事も解らず相談してもたらい回しの状態にもなる。同じ事をあちこちに説明しなければいけない。連携していればと思う事もある。
メディアで取り上げる。
地道に啓発活動を行う。
対応に差別を感じた場合、罰則を与える
私自身不勉強なのですが、マスコミ等に働きかけが必要と思います。
もっとメディアに取り上げられるようにしたいと思っています
支援施設、学校等からのプリントの配布など、直接目にする機会があれば良いと思います。
障がい者以外の世の中の人々の偏見をなくす。間違った認識をなくす。
NHKテレビ(Eテレ)の障害福祉の番組バリバラやニュース等で時々取り上げたほうが良いのではと思います。
小中学校のみならず、高校、大学での授業も必要かと考えます。
キャンペーン期間を作る、Webニュースでわかりやすく解説するなど。でもそもそも障害のある人がどのような生活をしているのか、どう困っているのかの周知、教育が必要。
周知をもっとわかりやすくしたいと思う。調査結果も関係機関だけではなくて、広く周知していくといいと思う。
はっきりとした変化は感じられませんでした。もし、感じられたとしたら将来、仕事、生活に対して不安が軽くなっていたでしょう。具体的に何が出来るのか、わかりやすく伝えて欲しいです。本人が動いて初めて判る情報は役に立ちません。文章ばかりではなく、あらゆる方法を使って障害者本人と家族に伝える努力をお願いします。
障がい者もどきどき街に出て色んな人と当たり前に接したり、不備な所を直に伝えて行く。
知らない人が多いと思うのでまずは行政からの周知徹底
新聞、テレビなどで告知する。具体的な例を挙げて紹介し、関心を持ってもらう
TVとかで放映したら少しは認知してくれると思う
どこで周知するのが問題です。全ての人に障害者が周りに居ることへの偏見や差別を無くしてもらえるように、再度、再再度と繰り返しマスメディアなどで呼びかけ、伝えて頂けるといいと思います。
福祉事業所で勤務しているが、法律のことを知らなかったの、まずはどんなものか知るところから行っていこうと思います
講演会やテレビでの説明やパンフレットなど
合理的配慮を民間にも義務化する
世の中の人々にもっと知ってもらうためにもっとマスコミ等を使って周知させては？
行政より、フリーペーパーの作成・ポスティング依頼を複数の就労継続支援B型事業所へ依頼し、ページや内容など共同で制作。それを定期的にポスティング等で戸別で配布して周知を図ると良いと思います。違う内容のものなどで年/1冊を継続的に続けて行く事ができれば、今までに無い良い仕組みになるのでは？と思います。
行政機関による障がい者との取り組みが必要だと思う。色々な面から見ても整備が足りない
当事者・関係者からのSNSでの発信やパンフレットの配布など。
高校の教材にのせる。わかりやすくイラストにし、もっと一般の人が手に取りやすい見やすい本にする。何かのイベントのときに配る。
福祉関係の事業所に対し、研修、講習等を受けてもらう事が必要だと思います。
SNS等を利用して広報活動、当事者同士のグループ形成のサポート体制を含めた活動を希望します。道の幅広い分野での活躍は理解しますが、必要な情報にたどり着くまでが大変です。何とか工夫して欲しいです。よろしくお願いします。
障害者の家族に、内容の分かる資料を配って欲しい。ただ配るだけではなく大事なポイントをわかりやすく教えて欲しい。
全く知らなかったの、殆どの人が知らないと思います。テレビのニュースで取り上げてもらわないと広がらないと思います。
学校教育の中に取り込む。年齢が低いほど自然に身につくと思う。クラスの中に障がい者がいて、普段から障がい者を身近に感じることで、学びが生きてくると思うので、分けすぎない教育が大事だと思う。
障害福祉事業者への資料等の配布と職員への教育の実施。
障害を持っている人だって、もっともっと色々な可能性をひめているはず。健常者がほんの少し手を貸すだけで色々なことが出来るはず。この法律をより多くの人に知ってもらうには、やはり障害を持っている人自身が活躍出来る場をもっともっと増やすことだと思います。

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

私は千葉県在住なのですがこのような法律が有ることは全く存じませんでした。学校の教育に取り上げられていると言うのは北海道だけなんですか？もしも、全国的に普及している取り組みなのであれば、全く浸透していないと思います。このような事は自分に関係がないと思っている人間には全く興味がわかない法律だと思います。まずは健常者の子供を持つ親に教育し親から子供に伝えて行けば一番良いと思います。(それが難しいんですが…)私自身も兄が障がい者で幼少の頃は私も周りからバカにされて来ましたので当時は兄が嫌いで私も兄に対してひどい対応を取っていました。その時の記憶が兄にはあるのでしょうか大人になった今では私から歩みよっても兄は心を開いてくれません。今はとても後悔しています。こういう法律が昔から浸透していれば少しは私たち兄弟みたいな人間は減らせていたかも知れませんね。

テレビの政府広報による普及活動

基本的に大多数である健常者と障害者はあまり接点がなく、関心を持たないため24時間テレビのような特殊な機会に宣伝するとよいと思います。

教育現場で指導はもちろんのこと、大人には、広報で各家庭に配布するなり、新聞や、Webニュースサイトに載せるなり、幅広く知ってもらえる様にしたいと思う。

教育を終えた青年期以降の人に理解してもらえる普及啓発が必要と思います。子どもへの虐待事件の増加ややまゆり園事件など、自中心や思いやりの心の育ちが未熟な大人が多いように思います。

当事者の方たちや家族、福祉関係職員については耳にする機会も多くありますが、一般の方たちへも、各自治体から広く広告等により周知を図っていく必要があると考えております。

学童期から授業を分ける事で知識のない方は接することが難しい人と感じてしまう現状があると思います。この法律が策定されクラスの活動などに参加する機会は増えていますが、子どもたちの時々しか来ない人というイメージに変わりはありません。同一教室で全て行う事は障がいのある方を含む全体の習得環境にも影響があると思いますが、他者がうまく表現できない時にどう表現するのか、子どものうちに知ってもらう事が一番の理解に繋がると思います。法律よりも障がいのある方を分けている状況の打開が一番の差別解消だと感じます。関わる人のリフレーミングにより、本人の良さや協力して欲しいことを自然にできる・分かる環境づくりをしてほしいと思います。

全局のテレビや呼びかけをした方がいいと思います。

さらなる広報活動で周知してほしい。

ポスター等での掲示や新聞広告等

学校現場での対応に変化がないと感じている。具体例として、読字障がいを持っている子が学校でタブレットの使用を希望したが、私物持ち込みは認めない、他の子との公平が保たれない等の理由で認められなかった。学校のタブレットを使用できないかの質問には、予算がなくて購入できないとの返答だった。学校の意識の低さに加え、教育と福祉にお金を使わない日本に失望している。法律を伝えるだけでは現場は変わらないと思う。実際に罰則を受けたケースを周知する事も必要と思う。

テレビや新聞などで伝えていくことも大切だと思います

研修の中で通知

JTのCMで流す

普段から多くの人が目につくように啓発活動を行うことが必要だと考える。たとえば学校、職場、SNS、報道等。

身体的障がい者に比べて発達障がい者の理解度が低いように感じるので、教育現場などで人的フォローを手厚くして、周知してもらいたい

障がいがある方でもわかりやすい表があるとよい。

実際に障害者の人が周りにいる人や、福祉関係者の人は、知る機会があると思いますが、その他の人にはなかなか深く関わる事ができないと思うので、もっと行政からの働きかけが必要だと思います。

私は以前、教員をしていたが今は、時間講師なので最近の法律を知る機会がありませんでした。身近に知る機会があるといいと思いますが、具体的にどんな方法があるのか。

まずは職場でも周知されていません。支援者側は知らずに日々を…。福祉従事者、教育関係社等は早急に又一般の方にもあたり前に知ってほしいのでTV、ラジオ等で取組してほしいです。大きい社会福祉法人でも日々、差別や虐待はあるのも現実だと思いますこのようなアンケート形式であぶり出し社会問題化していくのも必要だと思います

人の為に制定された法律なのだから、文章を読んでもらうだけでは本当の意味での周知や理解とは言えないと思います。あくまでも障がい者やその家族、関係者等とかかわり合い接することで、深い認識や理解につながるものであり、そういった機会を多く設けることが必要ではないでしょうか。また近年では「インターネットによる動画配信」や「SNS」がどの分野においても活用されているので、そういったものを活用した取組も効果的だと思います。

交通機関や人が多く目にするような場所への掲示

ポスターの掲示や、学校や福祉の場に、文書を配布する。末端の職員まで行き渡るように配慮してほしい。

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

学校教育として、繰り返し周知できるようにするのがよいのでは。社会人に対しては、企業が積極的に雇用するなどして、障がい者が身近にいる環境を作り、周知を図る。

有名な俳優、女優、タレントなどが障がい者の役を演じたドラマが放映された後から、世間の理解度が変わったと実感した経験があります。(知的障がい者や自閉症、発達障がい者を持つ親たちの多くが実感したとの声がありました。手をつなぐ育成会所属)

特に、若い世代に人気のある人物が演じたドラマは、とても影響力があったと感じました。

メディアなどのアピール

取り組みを幅広く周知する。必要とされる方に個別に伝える。

特に思い浮かびません。

大勢の人に知ってもらうようなPRを実施する。

障害の理解が、まだまだ進んでいないと実感することがあります。私たちは当事者目線で考えていかなければなりません。法律の内容そのものよりも、例えば障害に関するマーク、障害者のための国際シンボルマークは皆さん周知していますが、その他のマークについては知らない方がほとんどだと思います。そういった身近なところから知ってもらうことが大切ではないでしょうか。

パンフレットやリーフレットの無料配布。講演会などを実施して内容などわかりやすく説明する。

法律の中身までは良く知りませんが、不当な差別をしないと、困っていることに手助けするなどは、道徳上当然のことなのではないかと思ってます。

イベントなどを通して、継続して啓発していくことが大切だと考えます。

自分が該当者(障害のある人の家族になる等)にならないと、関心を持たないので知るの難しい。テレビに出る芸能人などがテレビやネットで発信すると身近に感じる人も出るのではないかと思う。

この法律自体、まったく知りませんでした。今までどんな取組をしていたのかも見た事が無いので、現時点で何が必要なのかわかりません。

時間が必要かと思えます。地道にアピールするしかないのでは。

まったく知りませんでした。より多くの人に知ってもらうには マスコミに頼るしかないと思います。例えば NHKの特集とか新聞とかラジオとかでとりあげてもらうしか知る方法はないのでは？

自分たちの仕事をもっと宣伝する

コロナウイルス報道のように、ある一定の期間、主要メディアが一斉に、「障害者差別解消法」について、繰り返し報道する。

事例ごとに説明を重ねていく。

SNSや新聞記事やテレビやラジオを伝える。公共交通機関を通じ広告。公共施設、病院にポスター設置この法律を組み込んだドラマ作成

そもそも障害そのものに対して無知の人が多いのでまずはそこからだと思います。あと、なぜ害を「がい」にしないのですか？法だからと言って害を使うのはどうかと思いますよ。

支援員は日々の仕事に終われている為、中々自分から法律についての勉強をする余裕が無い為、各障害者施設、養護学校等への通知を通して広く広めていって頂きたいです。

事業所や学校など通じて、テレビを通じてと知る機会を作って欲しいと思います。

障害のある子が騒げば他人に見られ、コソコソ言われ、そう言っている、悪く思われているように感じる、そんな世の中で、法律があっても変わらないのなら、もっと世の中に広めないといけないと思います。以上です。

詳しくわかりやすいような内容の周知は必要と感じる。周囲に誤解のないように、必要な職種には研修の義務づけなども検討した方がいいのでは。

わかりやすい冊子があるといいのでは無いでしょうか。小学生でなども見たり聞いたりできる機会が持てるのも良いのではないのでしょうか。

メディアでのPR

小中学校、特別支援学校だけでなく幼稚園や保育園への周知も必要だと感じます。特に、差別的対応をした施設には個別に指導、勧告、助言等の行政指導も必要だと感じます(上記の幼稚園は以前より同様の対応を繰り返していると療育機関の方より伺っております。1年半前に他の園へ転園しておりますので、現在の退園後の状況は分かりかねます)法律が必要とする弱者にも広く知ってもらうには受診している医療機関にてこの法律の存在を知らせる文書等を配布する、もしくは市町村の担当の保健師の方から配布して貰うなどして頂くのはいかがでしょうか？悩み相談の時などに差別的対応をなされて辛い場合はこういった法律がありますという説明があるだけでも随分違うのではないのでしょうか？

各種メディアにて、広く広告していく

高齢者向けにはテレビや新聞に広告を、若者向けにはネット上に広告を、学齢期の児童や学生には学校に説明してもらう時間を作ってもらえばいいのではないかと

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

テレビでCMを流す

認知度調査結果を分かりやすく公表してほしい。

いろいろな方法で、この法律について、知ってもらうことが必要なのでは。今回、職場でこのアンケートをもらって、初めて、この法律についてしりました。自分と同じような人がいるのではないのでしょうか。

私は重度の知的障害を持つきょうだいと同居し介護しつつ、障害福祉事業所で勤務しております。私の経験から思うことは、幼少期から障がいのある方と触れ合うことで学ぶことが1番大きいと感じ、卓上で学ぶだけではあまり効果はないように思います。頭が固くなった大人では難しいですが、感受性の強い子供時代の教育がとても大切だと思います。子供達が理解できれば、親や周りの大人達に深く知っていただけるのではと考えます。

メディアをうまく利用して多くの人に知ってもらう取り組みがあるといいと思う。

新聞の広告やチラシなどを活用したらいいと思います

モラルや倫理観がベースにあるような法律は、学校教育の中で小さな頃からコツコツと…とは思いますが、日常の中で実感できることがなければ定着はしない。障害のある方が日常生活を送るうえで過ごしやすい環境を整えることと同時に、そういう方を理解するための知識、スキルを身につけるのが理想。しかし、自分に関係ないと思っている人はそんな知識を得ようともスキルを身につけようとも思わない。いかに自分に関係ないと思っている人達に興味を持ってもらうかというところが普及に必要なことだとは思う。そのためにはソーシャルメディアの力を活用して注目を集める工夫が必要だと思う。

上記での話は、一般的には普及されていない印象で、あくまで世間の方にとっては、隔離された世界とされている、その利用者と福祉関係者、家族だけが携わっているという感覚です。理解していないことでの誤解から生じる弊害がなくなっていない事実は存在していると思っています。生活しているなかで、障がいだけではなく老若男女、子どもも含めてはこびっている慣例というか習慣というか、こうゆう方はここで生活するような決められてしまった流れは解消していきたいと感じています。

様々なメディアを使って、知って貰う事が重要だと思います。

具体的な例で訴えるようなチラシなり、教材なりが必要。そもそもどんな差別を受けているか、障害と縁のない人は知らないと思う。

偏見の目を持つ人がいるので、こういうのがあるんだよと話しても伝わらないことが多い印象付けるためにも定期的に何かしらのアクションは必要と思われる

・CM等で放映する。

・コロナ禍の中、世の中の情勢がこのような時だからこそ、障害を持っている方々も不安だと思われる。私たち一人一人が障害を持っている方へ意識を持って寄り添っていくよう意識していかなければと感じています。

・広報活動やメディア等も使いCMするのも良いと思います。

・まず障害者の方に一般の方がふれあう機会がないのが問題だと感じる。インクルーシブ教育の実施等で、これからの子供たちに一緒に生きていくことが当たり前の社会にしていってほしいと願う。

・支援級のある学校において、普通級と支援級の関りをもっと増やし、当たり前の知識として教育に盛り込んでいただきたいと思う。・メディアやネットでの情報もわかり易く記することで理解を広めたい。

・詳しい内容を現場の職員・スタッフへ周知することが必要と思う。

・「障害者差別解消法」の内容をメディアをはじめ様々な方法でPRして欲しいと思います。

・テレビやポスターに具体的にどのように何が変わってどうなったのか……。取り上げたり、見えるように出してもらいたい。

・もっともっと多くの人に興味が出るように心から願います。

どんな事が差別に入るか？障害者だけではなく、普通の方へのコミュニケーションや、バイトマニュアルにも含んだ方が良いのでは？接客業とか、外国人向けのアルファベットで表記はあっても、ふりがなだけで、ひらがなでの、当事者へのわかりやすい説明が無い事や、早口での対応とか何を言われたのか？大人からみても、わかりにくい事は、たくさんありますその場かぎりの音声の説明だけでは、ついていけない事が、たくさんあります年よりも、理解力が足りない人にも、イラストと簡単な説明文があると良いかと思えます。色や、絵など 文字よりピンとくる事が 多く存在するので、どちらか 選べるようであると、助かります。

障害福祉施設や作業所等の掲示版などにポスターなどを貼るか、実際に就労継続支援B型の作業所に長年勤めていてもその様な説明が無かったので作業所のミーティング時間等に職員から説明する時間を設けるなどが効果的だと思います。

定期的に研修を開く等の取り組みが必要だと思います。

マスコミ発信

もっと、色々なところでこんな法律がありますよと教えてもらえる場があるといいなと思います。

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

差別解消法と言っても抽象的でよく理解が出来ない。そもそも、障害者の世話をしているスタッフは知っているのでしょうか？

私たち夫婦は47歳の障害を持つ娘を介護している。昨年「あゆみの園」と言う施設に親なき後のこと考えて、我が子を知ってもらい親なき後を託すべく通園を希望したが2日通園ただけで、手がかかり過ぎると言う理由で断られた。この事と差別解消法とどう関係するか分からないが疑問に思う。途方に暮れる。

メディアを使って広く認知する

障害者に差別的な目を向けてしまうのは、障害者の人達とどう向き合えばいいか分からない人達ではないでしょうか。小さい時から障害者の人と関わりがもてる環境で教育を受ける事が出来れば出来る人が出来ない人を助けるのは当たり前になると思います。頭だけで理解するのではなく目の前の障害者の方と感情を共に出来る時間を幼い時から全国民に経験して欲しいです。

普通の人たちは障害がある人たちの性格や特徴、など理解する場がないから差別や偏見に繋がると思う。障害ある人達がもっと馴染める、外に出易い社会作りをしてほしい。

幼稚園や学校、乳幼児検診など小さいうちから障害への理解が深まるようにして欲しいし

よく分かりません。行政でより良い方法を考えていただきたい。

障害のある人が歩いたりすると嫌な目で見られる人もまだまだたくさんいる地域もあれば理解をして接してくれる地域もあり様々です。障害者の方が関係するイベントなどにたくさんの人が来られるようにするなど関係を持てる場を設けて参加しやすい雰囲気を作るといいなと思います。

CM等で広く一般の人に知ってもらう工夫。

ネット、SNS、新聞などの媒体で広告宣伝したり公共機関で、説明会(勉強会)の開催など

障害者への理解はだいぶ広まって来ているとは思いますがまだまだ障害者を持つ家族にしか分からない事が有ると思います。どんな面で障害者と家族が大変なのか理解して貰えるような広報などが必要かと思ひます。

国や自治体全体がもっと積極的に障がいのある方と関わりながら周知を図り、また関連イベントなどを数多く開催する必要があると思ひます。健常の方は身近に障がいのある方がいない場合、「障がい者」と言葉のつく事、モノに関心が無いように感じます。

幼児からお年寄まで、幅広い年齢層の健常の方に敬遠されがちです。特に知的障害、精神障害の方に対して口では同情したり協力的ですが、いざ目の当たりにすると近寄り難いと躊躇します。障がいの種類や程度に関係なく、幼い頃から多くの方の声を聞いたり感じたりする機会を増やし、良くも悪くも「障がい」を身近に感じることで関心を持ってもらい、そこで知ろうという心が芽生えるのではないかと思います。

その障がい者にあつた作業を各地域の施設の支援員に見極めてもらい、その作業をさせながらも、地域の人とふれあう場面をつくる

更なる周知。法律名だけのポスターではなく、具体的な対応策を周知する必要があると考えます。発達障害を取り扱った札幌市の[虎の巻]的な小冊子で差別解消の手立てや考え方を伝えるのも有効だと考えます。

当事者家族としましては、多くの方に知っていただきたいところですが、現実には自分たちの生活を平穩に過ごすことで精一杯です。先のことを考えることもしんどく、今回の質問の答えを意欲的に考えることができません。すいませんが、よろしくお願ひします。

メディアで取り上げてもらうと、見るかもしれません。ネットなどだけでは、あえて検索をしないので、知りませんでした。

パンフレットやポスターなどによる啓発活動。

広報活動に力を入れる

わかりやすいポスターやCMなど、どんな人にも伝わりやすい方法で周知することが必要

テレビなどのみんなの目に触れる場所で周知していく

You Tubeなどの広告で流す

ポスターを貼ったりチラシを配ったりポスティングなど、啓発活動や啓発運動をもっと増やす。学校や施設、町や市の会館やホールなど、様々な場所で講演を行う。

・TVやSNSなどのネットといった、より多くの人目に触れるものを利用する。・専門用語や文字ばかりではなく、だれが見ても分かりやすいようにイラストや漫画形式で説明するといった工夫をする。

長いスパンでメディアに取り上げてもらい、幅広い世代に周知する。

ポスターなどのアピールが必要と感じる

メディアやSNSなど特集を組んだり、法律の内容を定期的に継続配信する

テレビ、広告、出版物、行政などで世間に持続して知らせしていく

福祉施設勤務のため、自分の周りにはもともと障がいのある人が身近で働いている環境ですが、世の中全般からすると認知度が低く感じます。メディアなどによる公告を通して、皆に知ってもらうと良いと思ひます。

問 8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

研修などの機会知ってもらう

社会でどのような不自由のために支援や合理的配慮を必要としているか。身近にパンフレットやポスターをより掲示し、地域の健常者に知る機会を作ってはどうか。

教育に携わる方々全てに、実際に関わる機会と知識を持って頂く事が最初のステップだと感じます。その上で色々な所と繋がる事で丸投げでは無い関係があれば、活動できる場所が増やしていけるのでは無いでしょうか

まだまだ障害があるという事で、学校等ではつらい思いをしている子供達がたくさんいますが、小さな事の積み重ねが、いつか差別のない未来がくると信じ、声を上げていくしかないのかと思います！

地道な普及活動。例えば、テレビCM、チラシ、Web等々、やれることは沢山あると思います。アンケート調査のみで満足するのではなく、行動あるのみではないでしょうか。

ポスター等、掲示物の配布。福祉施設や教育現場だけではそこで情報は止まってしまう。

多くの人に興味を持ってもらえるような工夫が必要だと思います（予算は限られているかと思いますが、ポスターでの人選等）。

テレビで取り上げたりCMを流すなど

自分が通う施設の中で知ることが出来ると良い

新聞のチラシ

アニメや音楽の番組を見るので、そのときのCMなら見る

TV（ドラマ、野球等）のCM

インターネットや本、ポスターなどの親しみ深い媒体を使って広めると、知ってもらえるかと思います。

障がい者も進んで地域行事などに参加するとよいと思う

ポスターを作成して多くの人に知らせることができると思います

学校の授業でやる。

人に教えるとかテレビで覚えてもらう事が必要。

昔、周囲から差別的な言動を受けていた。このようなことが無いように気を付けて欲しい。

テレビCMが一番

福祉関係者ではない方々（一般家庭の親子 e t c）への伝達の場合が必要だと思います。（研修ほど堅苦しくない程度の）

動画配信で多くの人に知ってもらう。

研修などで周知する。

研修の機会を増やす。QRコードの活用。

TVで取り上げる。

外部や施設内での研修の実施。

施設職員に対する研修。

今回のような取り組みもとても良いと思います。

CMやテレビ

テレビ番組で取り上げる。

アンケートが配られたことにより、ネットで調べてみようという気になりました。

・特別支援学校や支援級の教師になるには教育実習だけではなく、福祉施設での実習をして現場を知ってほしい。・有名人によるCMやイベントがあれば一般に人にも興味を持ってもらえるのではないかと思います。

研修などの機会を設けて頂けると嬉しいです。

身近な人に障がいのある人がいない限りなかなか難しいと思います。家族や知人に障がい者がいる人はそんな法律が出来たんだと一度でも耳にしたら自然と記憶に残ると思いますがそうでない人の場合は直ぐに忘れてしまうでしょう。特に大人になれば尚更自分に関係無い事は覚えようとししないのではないかと思います。例えばお酒を飲まない人はビールや発泡酒の税金が上がったのはニュースを見て知っているも具体的にいくらになったのか知らないと思うし、タバコが値上げするのは知っているも値段は知らない。それでも知っているのはテレビや新聞やネットなどで何度も目にするからだだと思います。特にテレビの影響は大きいのではないのでしょうか。しばらくの間ACのCMの様に何度も流れたら自然と頭に入るのではないのでしょうか。何をやってるか知らなくてもほとんどの人が公共広告機構という言葉は覚えていますから。

テレビのCMなどで放送や特番を定期的に行えばいいと思います。

障がいを隠そうとする傾向があると思います。ひとつは受け入れてくれるような社会になっていないからだだと思います。障がい者を受け入れてくれる企業が増えてくれるのがひとつと考えます。

ニュース番組

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

差別法の内容がわからないが、もっともっと健常者との交流が大切。コロナが…とか言っているとずっとずっと解消されない様な気がする。コロナが無かったとしても普段から健常者と重症児者との関わりは少な過ぎると思っている。重症児者が厚く硬く周りから手厚く囲まれている感じ。支援学校や放課後デイの対応もそう感じる。重症児者に何かあったら困る。事が起きないように安全に！安全に！という態度・対応が重過ぎる。これでは差別が生まれても仕方の無い状況を作っているのは重症児者に関わる側の人間、施設、学校の対応がそうだから。だから差別が生まれないように動くのは親子で外に出向く時がほとんど。親子で付き添い通学しなきゃならないという学則も差別では無いかな？

一般の人に知って貰うべく、駅や街角のポスター、12月の障害者週間等にテレビCMを流す、障害者支援施設の商品を販売しているお店は勿論、ユニクロ等障害者雇用に積極的なお店にポスターや、パンフレット等置いて貰い、身近に障害者が居ることを知って貰いたい。私も自閉症の息子の親になるまで、障害を持つ方と全く接点がなく(身体障害のかたを除く。)悪気はなく無関心でした。

ネットの活用・学校教育での啓蒙

理解はしてもらえる場合もありますが、利用者さんを受け入れてくれる医療機関が少ないです。

差別の定義がよくわかりません(勉強不足)。情報収集が大事と考えています。

アパートの契約に、精神障害者だからダメだと、初めから断られたのが数件ありました。そうゆうのが無くなったと聞いたような気がしましたが気のせいでしょうか。

もっとTVで発信する！！折込チラシで知ってもらうJRバス等の公共交通機関の広告を使用

もっとメディアを使った啓蒙が必要と考えます。

目につくようにポスターにして周知する。

定期的に広報に記載する

メディアで詳しく説明してほしい

SNSの活用→人気イラスト作家さんなどのわかりやすく書いていただくなどキャラクターの活用

福祉事業所に勤務する身としては法律をそばに感じる機会は多くありますが、日常生活上で買い物の際に障がい者の方々を見かけるが、特に店側から配慮されていると感じたことがない。(対応する人によるのかなと...) 特に法律が施行されていると実感したことがありません。お店としても正しい知識を把握してもらうため、事業所向けの案内徹底を行った方が良いと考えます。

実例を元とした講習会を自治体町内会等で開催する。

学校や障がい者に関する機関だけではなく広い範囲で講習会を行うといい。

メディアによる報道など。

何らかの方法での、アピールの強化

冊子で配る

実際に関わりを持たなければ理解出来ない事が多くあると思うのでイベント行事等を各地域や町で取り組みふれ合いの場を設けたり、ボランティアで施設訪問しコミュニケーションを図る事が出来れば良い。

市の広報紙などに毎月掲載する障害者本人や家族などが障害福祉課に申請に行った際に窓口で説明する。(私は障害者本人ですが、この法律があると知る機会が一度もなかったです)

テレビ、ネットなどを使い定期的に情報を流す。

周りの決まりや制限をきちんと守らせる。

TV等

テレビ広告、インターネット上での広告による啓蒙活動

メディアやネットによる発信。難しい文章ではなく、要点をわかりやすくするなどの工夫が必要

ニュース、新聞、ネットなどのメディアを使い何度も特集をする。朝の番組で主婦・主夫層、夕方のニュースで主婦や主夫、学生や子供向けに、夜の報道番組で働く層に向けて、長期に渡って何回もコーナーを設け説明して欲しい。

学校等の子が関わる場所での広告、駅等の交通機関での広告活動を行わないと認知度は高まらないと思う。スマートフォンが普及しているので知りたい人は知ることが出来るとも思うがきっかけとなるものが必要ではないかと思う。

マスメディアや学校でもっと周知徹底したり、公共交通機関などの広告部分に掲載する一番大事なのは子どもの頃から学習の中に障害福祉の話を含め、障害のある人たちとの関わりを増やす事なのかなと思います息子が境界域発達なのですが、その兄と接して成長した娘は障害に偏見がありませんので小さな頃から接していく事は大事なのかなと思います。ただ、それに当たって、親側の「この子は障害があるから」と他害してしまう事を認めるような事もなくしていかなければと思います。

法律のパンフレットを公共施設や病院、遊び場など様々な場所に置くなどして、啓発に取り組む。

年齢、学校、職種等問わずに法内容を知ることが出来る場を設ける必要があると思う。社会福祉の仕事をしていても、法律を知っていても不明瞭になってしまう部分はあると思うので、定期的に確認出来る機会があれば良いのでは...

問 8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？
テレビのCMなどで放送や特番を定期的に行えばいいと思います。
福祉関係者への定期的な研修会を設ける事、広報やメディアなどで法律に関する仕組みを取り上げ多くの人に知ってもらえる機会を作る。
当事者(家族)以外は発達障害の見えない障害は理解がされない！知ってもらっても他人は関係ないから知ろうともしない人もたくさんいる。学校等で子供達に道徳を教え込む！先生にも徹底的に教え込む！後、伝え方間違えると怖い！
・学校への周知だけでなく、企業等への周知も行っていたらと思う。
・学校（小学校・中学校・高校など）で段階的に授業の教材として教えることも大切だと感じる。・マスコミメディアによる周知。
この法律をより多くの人に知ってもらうのではなくて、世の中が自然に障害児・者を差別せず、受け入れ、抱擁する社会が必要です。そのため教育はもちろんの事、パラリンピックに象徴されるような、障害児・者を積極的に前面に出し、人々に理解してもらい、人々に支援していただき、共に生きる、生きれる施策などを大いに実行してほしいです。
パンフレットを配り実際に起きた事例も細かく書く、就労支援支援事業所や一般企業に研修を義務付けるなど。補足ですがこのページは私のパソコンだけなのかはわかりませんが右クリックするとフリーズします。設問3の当てはまるどころ全てにチェックしようとしても1つにしか出来ませんでした。
福祉関係の仕事での研修で講義してほしい、また一般でも自治体主催の講座などで取り上げて頂きたい
普段から職場や生活の場で話題にするようにつとめるなど。
TV・ラジオCM、新聞広告、チラシ、公共機関、学校等で告知。
他の法律も同じですが、そのままの法名でわかりやすいのですが、堅いイメージを持ってしまい内容が伝わってきにくいです。
前に学校から差別に関する配布された冊子を持ち帰っていました。少しずつでも、浸透したり周知されたりしていると思うので、これからも学校の授業の中で取り上げたり、冊子を配布することで保護者(大人)の目にも止まると思います。今行っていることをこれからも継続的に行って欲しいです。
テレビや授業、講義等で周知するべき。まだまだ差別は感じます。
もっとテレビや雑誌で特集する事
義務教育段階から継続的な取り組み。様々な障がいを持つ人との日常的な交流。小さい頃から、日常的に障がいを持つ人と接する機会が自然になる事が理想。
TVCM等での告知
もう少し宣伝した方が良い
より多くの人に体験をしてもらう。
障がい者でも働きやすくしてなるべく平等にして欲しい。
CMを流す事で全世代に自然に広まると思います。
・テレビ番組で特集を組んでもらう。 ・昨今の状況からは難しいが、福祉関係者のイベントの際にポスターやチラシにより周知を図る。
法律を広く知ってもらったところで差別が減るとは思わない、そもそも人は自分が興味のある話題しか詳しく知ろうとしないから、世の中にまんべんなくアナウンスしてもあまり効果はないと思う。それよりも出来れば、いま障がい者のことを支援してくれている方たちの生活が楽になったり、色々補助があったりすると嬉しい。私達当事者にはそれなりに支援が充実してきていると思うので。
・福祉施設事業所（障害・高齢）にて研修で取り上げて周知することで、現場でも活かしてほしいと願う。
様々な場所で講演を開いて下さい。
障がい者施設や、病院などで冊子など配布したらいいと思います。
テレビ番組などのメディアでより多く取り扱う。
一般企業や事業所への啓蒙活動や研修会の開催
障害児の親ですが、前回の調査まで知りませんでした。ポスター、広告、テレビCMなど、多くの人目に止まらなければ知って貰えないと思います。地下鉄やJRを利用している時、携帯を見ずにぼけーっと広告など眺める事があるので、良いのではないのでしょうか。病院などによくパンフレット等置いている事がありますが、手に取るのはパッと見て自分や近い人物と関係ある物がほとんどだと思うので、それでは障害がない方は読まないのではと思います。
新聞などに大々的に取り入れる
行政や関係機関による周知活動の継続をすること。
3番の項目で複数選択ができませんでした。広報活動の不足、またその方法 かな？

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

日常的に接している立場の方々、生の声を色々と聞くので知る機会が多々あると思いますが、普段の生活で全く接点のない方々への告知が必要であると思いますので、障害者の分類・行動・言動等々の初歩的なことを踏まえて、法律の告知が必要と感じます。そう言った方々へのセミナー・講義・勉強会・TV放映・BS・CS・ICTを駆使し様々な告知等々が取組が必要と思います。その様な取組が世間に広まり、差別がなく寄り添っていける社会になっていくことを望みます。

メディアを通じたくさん伝えてほしい

当事者である（私は親ですが）者達も、もっと臆せず発信していくべき。今はインターネットが普及して簡単に情報発信出来る時代なので、より一層知ってもらう努力をしていきたいと思う。人と違うという事を全面的に主張するのはとても勇気がいて、どんな風に思われてしまうか気になるけれど、負けずに頑張りたいです。

地域新聞等で発信で.....!

障がい者雇用を企業及び自治体に対して全体の従業員数に対する障がい者の割合を定め、それよりも低いと増税、高いと減税するなど法律を定める。

施行後3年間は公務員に周知するとのことでしたが、やはり民間に努力義務だけでは周知できないのではないかと思います。公的支援を受けていて感じるのですが、いやがらせやいたづらを受けることもあり、そんな時に、[合理的配慮]を盾に、やめさせる方法がないものかと思えます。まずは[合理的配慮]の意味と具体例を一般に広めることから始めないといけないのではないのでしょうか。

プリントでお知らせする。

公共機関へのポスターなどの掲示や地方自治体の広報誌などへの定期的掲載

もっと多くの方々に知って頂くように、広報活動をしたらいいかと思います。

別になし。障がい者と障害のない人が差別しないように取り組んでいるので

TVCMや新聞広告等で社会に周知していく取り組み。

障がい者を特別扱い、優遇することで、一般の人の感情を煽り、注意を引きつつ、適正な措置を障がい者に提供する。

合理的配慮に対する啓発と普及促進

イベント等の時にそのイベントの資料と一緒にチラシ等を渡す。町内会の役員等に資料、チラシ等を渡し家族、近所の方々にお話してもらう。

国の手厚い支援（給付費）

研修などを増やしていけばいいと思います。

障がいの事実を正確に伝える。

差別を受けるべき状態ではないことを周知する取り組みが必要だと思う

ラジオ・テレビで。

テレビなどで放送してほしい。

啓蒙ポスターなどで世間に告知する。

このような調査をすること自体が、この法律の周知にも繋がると思います。また、簡単な内容についても記載があるとわかりやすいかもしれません。

障がい者の家族や福祉の仕事以外に障がい者との関わりがない人に知ってもらう為にテレビなど、NHK以外の番組やCM。皆んなに目が通るような取組が必要だと思う。

知らない人もいると思うので、ポスターとかで、国民みんなにわかるように、お知らせしていくべきだと思う。

メディアでの説明

何も変わらない。変わったら誰も苦労しない。他人に障害を知ってもらって何になるの？同情されるだけ。同情なんていらぬちなみに【3】は発達障害もある。こんなアンケートで世の中変わるならなんぼでも答えるよ。

SNSやネットでの発信が有効ではないかと思います。

施行されて差別をしないための法律というくらいの理解しかないので、端的で分かりやすい周知をこれからも続けてほしいです。ACジャパンのCMのように繰り返し、短くまとまって視覚にも訴える放送が印象に残りやすいです。

マスコミにとりあげてもらう

実施内容を会報等で記事として掲載してみる。

教材を全世帯に配布する。

マスコミ等の関係機関に周知及び報道など。

合理的配慮が自然となされるように多くの人に知ってもらえるよう多くのケースを作っていくことが大事だと思います。

福祉について知らない方にも分かりやすく興味を持ってもらえるように、テレビや新聞等で情報発信を行っていくことがもっと必要だと感じます。

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

テレビ、新聞など。

新聞、テレビなど誰にでもわかりやすく報道するとか、広報誌などで知らせる。

宣言してほしいです（オンラインかネットで）

交流会等で障がいを持つ方のこと知ってもらう。ボランティア（地域清浄）に参加して地域に関わる機会を増やし、地域の人に障がい者に対するの関心を持ってもらう。

小中学校だけでなく高校生などにも周知してもらえるように、授業の中に組み込めれば良いと思います。（社会科等で）やはり自分の身に降りかかることでないと、なかなか浸透しないような気はします。

交流する機会を作る。

より周知してもらうための研修等を行う。

ポスターやACのようなCM広告等、広域的に周知する。

障害を持つ人と関りのあるものから、色々な形で社会に発信を続けること。一人一人が自分と無関係ではないという意識が持てるような教育も必要と考える。

チラシや話で広めれば大丈夫だと僕は思います。

知人に視覚障害の人と車いすの人がおり、店舗などは「お声掛けください」など伝わっていると思います。一般の人には新聞や講習など必要かと思います。

新聞やマスコミ関係に多く取り上げてもらってはどうか。

法の周知・啓発活動

説明会を実施すること。

障害者差別解消法を題材にした映像作品を作る。

学校や、支援校、法人など、小規模で、親が、勉強会を受け、その後、企業など、広くやる

新聞、CM、ネットなどで周知する。

研修会などの研鑽の機会があるといいと思います。

定期的に広報にのせてもらうと知ってもらいやすいかもと思います。

冊子などの配布があると知る機会が多くなると思います。

実際に会った悲しい事件のことを取り入れて、色々な年代の人が見るような公共CMなどを流したり、特集番組を放送する。

広報や地下鉄などのポスターで知ってもらう。

テレビコマーシャル、新聞・広告、広報誌にてPRする。

国を中心に学校教育の場面や様々な職場でもっともっと周知することが大切だと思います。

チラシや広告、CM等での宣伝活動

私の立場で思う事は、福祉関係に勤めている職員が受ける研修用の教材も作成し周知して欲しいと思います。最近勤める職員は、異職種からの転職者が多く専門的知識が乏しいので、一から丁寧に教える必要があるため、分かり易い内容の物を作って欲しいです。

小学生から障害のあるかたとふれ合う機会を多く作る。もう少し色々な所にPRポスターなどをはる。PR動画があってもいいかと思う。

支援施設でも利用者に合わせて、分かりやすく法律について説明してくれる機会を作る事が必要だと思う。

ポスターなどでの啓発。学校での教育。障がい者自身が外出する事。できれば回りに手を貸してもらうこと。